

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

N° 67. DECEMBRE 1893.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

每
月
壹
圓
發
行

大
東
亞
監
獄
協
會
雜
誌

明
治
廿
一
年
五
月
創
刊

明 治 廿 六 年 十 二 月 刊 行

第 六 拾 七 號

大日本監獄協會雜誌第六十七號目次

- 静岡縣監獄署移改築及沿革并圖
- 監獄の改良を如何せん……………佐野 尙……………三一
- 監獄巡閱官内規を讀む……………八
- 四 錄 件……………八
- 假出獄上申に就きて○物品會計と金錢會計○監獄官吏の風評○囚人の押送法○女監取締の制限○身分帳簿○外國人の監獄視察○看守の採用法○看守の服制○監獄費國庫支辨論○前田大阪府典獄の見解を悼む○統計表の報告○監獄協會第四回常集會速記
- 如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(本前)……………法學士 石田氏幹……………一九
- 英國領事館附屬機豫監獄參觀の記……………工藤準造……………二一
- 通信
- 大日本感化事業出獄人保護事業獎勵會發會式○小原重哉君演說○小泉保直君の演說○青森縣監獄署○埼玉慈善會免囚保護場○長野縣看守押丁設置程度○精勤証書授與○看守教育卒業○支署設置○海外通信……………三二
- 官 報 件……………三二
- 寄 書
- 施獄處分の件に付証義を質す○罪囚の種別○在監人別異法に就きて○看守長の資格に就き○敢て各府縣典獄に望む……………五〇
- 小 説
- 悪少年ブナーマイルの傳……………五四
- 獄事電報
- 數十件……………五四

●緊要廣告

本誌改良に付き前号に廣告して汎く御意見を需めたりしに時や至りて其通信引きも切らず其一日を忽諸にするを許さざるの勢ひ來一月を俟つに懶し茲に先つ今日到達までの御意見の多數に従ひ聊か改良の端緒を開けり其大成は期するに來一月を以てせん會員有志の士、競ひて所見を投せられんと冀望に堪へざるなり

本誌掲載の事項は理論に徧せず成るべく實際的事項を選ばんとす局に當るの士冀くは報告の勞を取られよ其尊名に於て避くるとあろわらは本會は其匿名を嫌はず

監獄署舊監舎ハ、前面村落ノ民屋ニ接近シ、火災ノ虞ナキヲ保セス、后背ハ賤機山ヲ負ヒテ、山上ノ土塊屢々崩壞シ、雨水ハ溝内ニ注集シテ、衛生上ノ障害亦少ナカラス、加フルニ此ノ山公園地ニ接續スルカ故ニ、春候遊山ノモノ絶エヌシテ、山上ヨリ瞰視セラレ、甚シキハ醉舞絃歌ノ聲獄内ニ達シ、從ヒテ紀律ノ嚴正ヲ保チ難ク、自然因情ヲシテ、他ノ思念ヲ惹起セシムル恐アリ、又、本監ハ、明治三年四月、千二百二十七坪七合ノ敷地ニ、監房二棟ヲ建設シテ、未決囚ヲ拘禁スル獄舎ナリシカ、明治八年ニ至リテ、傳馬町懲役場、及、清水町改心所ヲ合併シテ、此ノ地ニ移シ、監獄ト改稱シキ、此ノ時稍規模ヲ擴メタリト雖モ、其ノ后狹隘ヲ告ケ、層々隣接地ヲ購入シタルモ、尙、僅ニ六千余坪ニ過キス、其ノ地形モ屈曲シタル故ニ、監舎等ノ區畫充分ナラズ、從ヒテ戒護人員ノ多キヲ要シ、且、之ニ年々二三千圓ノ修築ヲ加ヘシモ、始息ノ爲ニ過キヌシテ、永遠ニ適用セラレズ、特ニ、監獄則改正以來ハ、一層監房ノ區別ニ不足ヲ告ケシヨリ、移轉改築ノ必要ヲ感シ、明治廿二年度、駿府城ノ廢城ニ飯セシヲ好期トシ、該城内ノ一隅二万九千三百二十四坪八合五才ヲ、(土手敷等ヲ除キ敷地ニ要シタルハ一万五千三百〇一坪五合五勺)陸軍省ヨリ拂下ケテ、監獄署敷地ニ充テ、預算金三万二千八百七十二圓九十五錢六厘ヲ、監獄署移轉改築費トシテ、廿四年度ヨリ、向フ三ヶ年度ノ支出ヲ、縣會ニ請求セシニ、可決ヲ得、廿四年四月、内務大臣ノ認可ヲ經テ、起工シ、工事進捗スルニ從ヒテ、漸次囚徒ヲ新監ニ移送シタリキ、本年二月、事務所、及、拘留監ヲ移シ、三月ニハ病監、及、女監ヲ移シ、四月殘囚(八十名)ヲ移シテ、悉ク舊監ヲ引去レリ、尙、新監未成ノ分ハ、僅ニ男囚人監二翼、男教誨場一棟ニ過キス、今此ノ工費ヲ年別スレハ左ノ如シ

- 一 金九千七百七圓九十七錢八厘 地所買受 (廿二年度支出)
 - 一 金一万二千圓 改築費 (廿四年度支出)
 - 一 金一万一千圓 改築費 (廿五年度支出)
 - 一 金九千八百七十二圓九十五錢六厘 全 (廿六年度支出)
- 以上改築經營ノ概略トス

大日本監獄協會雜誌第六十七號

明治二十六年十二月

論 說

●監獄の改良を如何せん

府縣監獄費、及、全建築修繕費國庫支辨法案は、貴族院にて殆ど全院一致とも云ふべき勢を以て、難なく可決し、今方に衆議院へ送付せられたり、今後衆議院に於ける議案の運命如何は、今よりト知すべからずと雖も、從來の行掛上より之を推究すれば、或は否決せらるゝの悲境に遭遇せんか、吾人は刮目して其の運行如何を注視せんと欲するなり、抑、監獄改良の必要にして其の急務たることは、官民の共に是認する所にして、近來監獄改良論の世間に喧傳せらるるに至りしは、蓋、其の徴證とも云ふべきか、又民力休養の急須にして、等閑に附すべからざるは、朝野の士の許す所にして、輿論の之を認むるや久し、嚮に貴族院の國庫支辨案を可決したるも、此の二要件を貫達して、輿望に副はんと欲せしに外ならざるべし、夫れ行刑の目的は、在監人の衣食住を美にするにあらず、紀律を勵行し、

賞罰を明にして、懲感威化の實效を挙げ、又罪質、年齢、犯數、行狀等に依りて、其の監房を別異して、罪惡傳播の弊を防制し、再犯を防遏するにあり、監獄改良の要訣は、乃、此の点に存するなり、然るに我が邦監獄の現況を観るに、全く之れに反し、甲所は數千人を拘禁するにも拘はらず、乙所は四五百人に上らざる人員を拘禁し、適度の人員を保つ能はず、隨ひて適正の別異法を行ふことも得ざるなり、故に其の所遇の上にも寛嚴疎密の差を生じ、國家が國法を執行して、其の公義至正を維持尊崇するの目的を紊すのみならず、ま、其の統一を缺き、正理を傷ひ、行刑の本義を喪失すると頗多しとす、且や、犯罪は一種の傳染病、又一種の遺傳病にして、病毒の恐るべきと、更に喋々を要せず、若し之に對する懲感威化の方その宜しきを得されば、忽、傳播猖獗の勢を逞しうし、吾人の共同生存する社會は、其の病毒に侵染せられ、生命財産は其の安固を保つと能はざるに至らん、試に見よ、罪囚は年次増加の域に就き、常時殆ど八万人の多數を占め、再犯以上の罪囚は益其の多きを加へ、監獄は、殆、罪惡の傳習所たる觀を呈するに至れり、西人云へるとあり、政治の良否と、風俗の如何とを卜知せんと欲せば、先、監獄を見よと、監獄は政治風俗の羅針盤にして、國に罪囚の多きは、常に内治を紊り、吾人の生命財産を安固ならしむること能はざるのみならず、延いて外交上にも接聯し、特に條約改正上には、最、密接の關係を及ぼし、國家の健全なる生存を望み得へからざるに至るものなり、故に監獄の改良は、一に政府の責任たるに止まらず、國民皆舉りて、之か撲滅を圖るに汲々たると同時に、之か改良を圖るにも亦協心戮力せざるへからざるなり、抑、監獄の改良は、或は有形に屬

し、或は無形に屬す、其の有形に屬するものは之か費金を要し、その費金は即ち改良を圖るの原素なれば、進みて之か支出の方法を講せざるへからざるなり、今や貴族院は國庫支辨案を可決せり、今後衆議院の運行如何は、實に我が監獄改良上に、重大なる影響を與ふるものと云ふべし、何となれば、此の國庫支辨案にして、第一議會以來の如くに、蛇の生殺したるか如き有様に放任せらるることあらば、實に我が監獄は退歩の兆を著はさんのみ、顧みて現時府縣の監獄事業を熟視せよ、監獄費は、國庫支辨に移さるべしとの懸念あるより、地方議會は爲すべきの事業を躊躇し、已むべからざるの監房の造營を否決し、瞑々の間に、監獄の改良を沮遏すると多く、無形、及、有形上に失する所は果して幾何なるを知らざるなり、是れ我が國家の不利たるは論なく、此の不利や延きて内治と外交とに影響すると莫大なり、嗚呼此の事は、國民たるもの、決して對岸の火災視すべき所にあらざるなり、一日怠らば一日の損あり、速に監獄費を國庫支辨として、監獄改良の實を擧ぐることを企圖せざるべからず、然らざれば、前陳の如き事情あるを以て、監獄の改良は到底望むべからざるなり、思ふに此の責や、誰に任せん、其の失や誰に歸せん、吾人は監獄費國庫支辨案の、衆議院に於ても可決せんことを、希望して措かざるなり

●監獄巡閱官内規を讀む

佐野 尙

舊官制を見るに、内務省書記官、又は參事官を以て、巡閱官とせられたりき、余は曾て謂へらく、かく

の如くに定められたるは、尙、文部省視學官の、學事巡視に比して、更にその迂なるものなりと、それ、視學官の學事視察をなすは、文字上よりすれば、更に、間然すべきものなきか如し、然れども、實際につきて之を視れば、彼か管轄する所の學校には、小學あり、尋常中學あり、尋常師範あり、高等中學ありて、此の間に教授する學科は、その數いど多きのみならず、また、隨ひて各適應したる程度あるものなり、然るを、一視學官をして、逐一に、巡視せしめんと欲す、宜なり、世の教育家か、之に對して不平なりしことよ、されども、彼視學官は、多くは、從來、學事に従事し來たりし者なるか故に、各、得意なる學術はありしなり、されば、他の學科に於てこそ、視察の任を全くすること能はざりしなれ、その一學科に對しては、充分なる視察の責を、塞きたることは、論なかりしなり、余は、何を以て、從來の巡閱官は、視學官に比して、更に、迂なりと謂ひしか、抑、書記官、參事官は、固より巡閱官としての官等は、監獄の巡閱をなすに、尤、適當したるものなりと雖も、その職たるや、決して、監獄の事務にのみ従事する者にはあらざるなり、固より、數多の書記官、參事官の中には、監獄の事を研究せられたる者一二、之あるべしと雖も、その多くは、いまた、曾て、精密なる調査、乃、専門としての經驗を積まれたる者なきが如し、すべて、業は專なるに精しく、駁るるに粗なり、故に、繼を欲せば、繼師に問ふに若かず、魚を求めんとせば、漁夫に質すに若かず、教育には教育家あり、法律には法律家あり、文學には文學家ありて、各、その道の研究をなし、社會の進歩を圖れるものなり、天下の物、皆、然らざるはなし、監獄の事、獨、然らずといはんや、それ、監獄の

事たる、實に、一種の科學として、研究すべき價值ある者にして、その區域の宏濶なる、事務の繁多なる、之を大別すれば、檢束、作業、教誨、賞罰、衛生、經濟、其他全般の事務、官吏の勤務方法等に至るまで、その數、頗、多きものなり、されば、その巡視を爲して、適當なる批判を下し、正實なる、方法を施さしめんとせば、勢、此の道に多年經驗あるの士を採用せざるべからざるなり、然るを、今、常に、その關係薄き人人をして、此の任に當たらしめんとせば、勢、その肯察に中たらざるは、論を俟たざるなり、宜なり、從來の巡閱官か、同職官に、歡迎せられざりしことよ、今回發布せられたる巡閱官内規によれば、内務大臣は、所屬官吏として、少なくとも、毎年一回、全國各監獄を巡閱せしむ、とせられたり、單に、所屬官吏とあれば、文字上より解釋すれば、その中には、監獄課員もあるべく、參事官もあるべく、書記官もあるべく、局長もあるべし、局長か巡閱せらるることは、固より、司獄官の渴望する所に於て、その利益たる他の諸官吏の比にあらざることは、論なしと雖も、余は、その他の官吏としては、最重きを、監獄課員に置かれんことを、希望するものなり。

それ、監獄課員は、専門として、監獄の事務に従ひ、また、監獄の學術を研究したるものなり、今日監獄の事業を、主として研究したる者は、此の監獄課員を置きて、また多く求むべからざるものなり、故に、上官にして、監獄課員に巡閱を命ぜられ、全課員にして、その職を曠しくすることなく、此の勢に服する時は、監獄の實效を收むるや、決して、難さにはあらざるなり、監獄の進歩を圖るや、決

して難きにはあらざるなり、此の事や、獨、余か架空の希望にはあらず、その例や、照々として。歐米の監獄巡閱官は、監獄課員を以て充つるにても著し。

巡閱に専門の士を要することは、前に述べたるか如し、然れども、巡閱の事たる、多くは儀式的に流るゝの弊なしとせず、従來の經驗に徴するに、巡閱官の各監獄に赴かんとするや、先、官報を以て之を告示し、然る後に、その地に向かひて出發するの例なりき、されば、一たび此の報に接するや、速に、その準備を爲し、務めて、表面を装ひ、邊幅を修め、只管その齒牙にかかかんことを恐るゝは、これ人情の然らしむる所なり、故に巡閱官たる者も、千里を遠しとせずして行き、莫大なる費用を要して、その監獄に臨みながさ、その實況を窺ふことを得ずして、徒に歸るまどありしなるべし、かくの如くに、儀式的の巡閱に流るる時は、決してその弊を一掃すること能はざるか故に、巡閱は成るべく、不時ならんことを要す。これ、巡閱官としての、責任を全うすることを得るのみならず、また、司獄官吏をして、小心翼々片時も、怠慢なく、その事務に従はしむることを得なければなり。

また、余は内務省監獄課員に對して、一の希望を有す、蓋、内務省の監獄課は、全國各監獄の紀綱の出づる處にして、監獄課員は、各司獄官の好摸範となるべきものなり、故に監獄課員は、學識と實務の經驗とを有せざるべからず、學識あるも、實際なくては協はず、實際ありども、學識なくてはならざるものなり、故に監獄課員は、須く此の兩者を兼ねんが爲めに、時々相交替して、學術ある者は出で、實務に當り、實務家は、入りて課務に従ひ、彼此相濟して、その用を辨せば、その益や蓋鮮少

には、あらざるべし。嚮に、小野田警保局長は、兵庫縣監獄書記某氏を抜き、監獄課員とせられたりと聞きぬ、これ、余が意見と相投合したる者にして、余は、深く同局長が職務に精通せられたるに服せり、此の方針にして久遠ならしめんか、その進歩またいふべからざるものあらん、

又全内規第二條を以て、監獄巡閱區を五區とせられたり、舊則の不便なりしことは、今改めて喋々するにも及ばざることなり、今此の不便を破りて、地方の便宜により、之を五區に分轄せしは、これ、蓋、新規に於て、尤、その改良の效著しきを觀るなり。既にかく改正せられたる上は、余か望蜀の念は、止むに由なく、又、一の希望を述べざるべからざることなりぬ、既に、之を五區に分割せられたる上は、一區毎に、區長を置くの必要を感ず。蓋、監獄の構造か、囚人に及ぼす利害は、論なきことなからず、次に及ぼす所の利害は、規律の不齊一これなり。今各監獄か、規律の一定せざるかために、囚人及經濟上に、利害損得を及ぼすは、世人の夙に認むる所なりとす、今一區ごとに、區長を設けて、その牛耳を執らしめ、之か指揮監督を爲さしむる時は、監獄の規律を畫一ならしむるのみならず、經濟上の利する所、決して鮮少なからざるべし、かくの如くするは、監獄費國庫支辨の曉となりたる上は論なく、今日の有様よりいふも、また、決して等閑に附すべきことにはあらざるなり、此の論や、これ余か一個の意見にはあらず、佛國監獄には、既に、此の制の設あるなり、曰はく、然らば、區長と各監獄長との制を如何にすべき、他なし、各區ごとに、一の集治監を設け、集治監典獄を以て、區長の責に當らしめ、他の各監獄典獄を以て副典獄となし、今日の典獄と同等なる位置を保たしめば

可ならんのみ。
 また、全内規第四條には、監獄巡關の際、感化院、及、出獄人保護會社のある地方にては、便宜その
 實況を視察すで見えたり、此の事や固より良し、然れども、余をしてその希望を述べしめば、余は、
 唯、その區域を今少しく擴めて、感化院及出獄人保護會社等の文字を附するか、然らずんば、正しく、
 その名稱を記して、貧民學校、貧民救助院、貧民授職院、孤兒院の如き、苟も監獄事業に關係したる
 者を記載することを當然なりと信するなり。
 以上大体より論すれば、新規の舊則より、遙に優れることは固より論なし、然るに、今余か之に容喙
 する所以の者は、これまた備はらんことを賢者に求むるの意に外ならざるなり。一二採るべきものあ
 らば幸甚し、

調 査

◎K S 艦

編の子山人

何國の軍艦か知らねど、某艦隊の旗艦にて、その
 附屬艦三艘を有しぬ、該艦はその附屬艦より速力

の後ろ、と數百海里なりければ、附屬艦も勢之に
 つれて、已むを得ず速力を緩にせざるを得ずと云
 ひぬ、其の速力の遅きは、その艦の老いたるには
 わらじ、蓋、艦長と機關手との力足らざるか故な
 りと

◎健忘症 (權謀性?)

其の椅子を得ざる中は、曰はく何ぞ當位者の因循

なる、何ぞ措置の不活潑なる、彼には此の如きの
 失あり、此には此の如きの過ありと、之を上にて告
 げ、之を下に知らしめて曰はく、若、吾をして其
 の位置を得しめば、則云云せんのみと、其の言ふ
 所は公平に、其の行ふ所は勤勉なり、彼一旦風雲
 に際會して、其の椅子を占むるに及びては、云々
 亦云々、云々同じく云々にして、却りて前者の爲
 し、所に及ぎると數等なり、是に於てか人大に之
 を怪みて、密に之を或救醫者に問へり、救醫者首
 を捻つて曰はく、是れも一種の健忘症といふもの
 なり也、

◎免職看守

一看守免職家居。赤貧如洗。青女犯之。乃擁
 官服。當之。平明起出汲水。隣人大怪曰。貴郎
 將何之。曰。以此爲褻衣。亦足以濟家。

◎口鑿 (愚癡のみ?)

口鑿て鑿は、大工道具の中にも、曾て聞きも及
 ばざる鑿なり、此の鑿或時は熱心に監獄改良を唱

へ、又、或時は保護會社設立の急務なるを説く、
 此の鑿、或日鋸に言ふやう、吾今日路傍にて、病
 起こりて困倒し、今や將に絶焉とする者を見たり
 り、何事にかぞ佇立まりて觀る者堵の如くなれ
 ども、誰一人ありて、之を背負ひて、其の家に送
 らんといふ者もなし、嗚呼道義の腐敗せる、慈善
 心、義侠心の欠乏せる、轉慷慨に勝へざる者あり、
 吾にして體力あらば、直に送つて其の家に至るへ
 かりしをど、拳を握り、眼を瞋らして、熱心に語
 れり、鋸之を聞きて申すやう、なるほど、足下には
 體力なし、體力はなけれども金力あり、何ぞ車
 を賃して之を救はさりしかどありければ、口鑿は
 面目なしと思ひけん、語塞がりて一言半句も出
 でず、ただ、口の中にて曰はく、此の金は使途が
 あるものと

雜 錄

●假出獄上申に就きて

假出獄を許すの標準は入監前の性質、生活、入監中の行狀、改悛の如何と、出獄後の生活、親族の模様、職業の正否などを考するは、勿論なれども、就中、出獄後の關係を取調ふるは、最大要件なりとす、然るに、假出獄を上申せらるゝときに當たりて、出獄後の關係を、詳細取調へたりしもの、甚だ尠なく、親族の模様、職業、生活の如何より、再犯の有無を判定すると能はざる者多き起にて、是等の者は、其の調査に、再三照會等の手数を要し、爲めに認可の延滞するとのあるのみならず、時に或は不認可の不幸を見るものもあるべし、故に、假出獄上申書には、獨逸式にある身分票を調製し、警察署若しくは、町村役場の回答を得て、其の寫を添付せらるゝを肝要とす、又行狀録も、單に拔萃に止らずして、綿密なる原本を騰寫せる方宜しからん

●物品會計と金錢會計と

物品會計は、金錢會計と併立して、監獄の一分担たり、然るに、往々金錢會計と同一視する如きと

ありて、爲めに、整理上不都合を來すと多し、忘るる勿かれ、彼のゼーハッハ氏の懇説したりし金錢會計と、物品會計との區別あるとを、今般示されたる分課標準にも、物品會計は第三課に屬し、金錢會計(表面金錢會計と題する不穩當なるもの)の事務は、第一課に屬せられたる精神なる由なり、これ誠にさもあるべき事なり

●監獄官吏の風評

(烟の生ずる火なくんばあらず)

頃日子輩の耳朵に觸るゝ所の、監獄風評に就きては、頗る怪訝に堪へざるものあり、曰はく、遇囚過苛、曰はく官吏と囚人との私和、曰はく収賄と、予輩は一々之を信するものに非ず、殊に前二者の如きは、舊時の妄想を夢むるものにして、今日の監獄に在りては、殆ど有り得べからざることなりと信す、然れども、後者の如きは、屢、予輩の耳を掠むるものにして、固より清廉潔白なる邦人の美性として、殊に、身、行刑の職に在る者として、斯かる事なきを信す、されども、曾參の三虎、豈

信せざんんと欲するも得じ、兎に角、人をして疑念を抱かしむる点は、既にその徳性に於て全きものと謂ふ可からず、請ふ極めて公明清白に身を保持せよ、今にして、層一層の注意を施す所なくんば、愈、監獄の品位を墮落せしむるに至らん、

●囚人の押送法

(逃走なきを恃む勿かれ)

囚人を押送する、須らく自己壹人なりとせば、其の後に居らざる可からず、若し貳人なりとせば、壹人は、其の列の半に居り、壹人は後なぐさる可からず、是れ専ら行はるゝ押送法なりとす、然るに、之に違ふ如き押送法を行ふ府縣ありとか云ふ、幸に、逃走なきを恃む勿かれ、

●女監取締の制服

(制服の制定を望む)

現今女監取締は、全國に貳百人有餘ありとす、而して、各府縣に就きて之を見れば、其の制服或は粗末なる被布を覆ひ、宛然職工女の如き者あり、或は筒袖、袴を着くるあり、或は潤袖、着流しな

るあり、其の様一ならず、苟も監獄の吏員たる以上は、相當の体面を保つこと必要にして、以上の如き威容にては、果して能く適正に、女看守たるの責任を全うすることを得べきにあらず、これ當局者を待ちて後に知るべきにあらず、現に、歐洲諸國、殊に英、獨、佛及び米國に在りては、女監取締は、既に、一定の制服を着けぬ、此の点に於て不紀律なるは、獨我國のみなりとす、予輩は、先、女監取締制服の制定を望まざるを得ず

●身分帳簿

(その格式一定なるを要す)

近年監獄改良をなしたる形式上のものを擧ぐれば、身分帳簿其の最たるものとす、亦、實に故獄務顧問の、大に吹聴したるものも、是れなりとす、然れども、事の實際に就きて見るに、各監獄に其の体裁を異にし、甚だしきは、身分帳簿たるの効を爲さざるものあり、予輩は其の筋に向かひて、一定の様式を示されんことを望みたるや久し、今仄に聞く所に依れば、典獄會議の際、諮問案とし

て、議定せられたりとか、其の今に至りて發表せざる所以の者は、或は治獄上、頗、重要な帳簿なるを以て、慎重意を用ふるに在ればか、蓋、この必須のものに在りて、遷延徒に時を移すは、策の得たるものに非ず、尙、數日を出てずして、發表するの期あるべきを信す、

●外國人の監獄視察

(監獄の良否は國の文明を卜するに足る)
 曩に、外國人の監獄を視察するもの頗る多し、先には、英國の新聞記者ロング氏あり、今又露國の軍艦マルネール号海軍主理アルメーチエフ氏の監獄視察あり、氏の入港するや、直に公使の手を経て、我國監獄の視察を請ひ、去る十二日午後、譯官を隨へて市ヶ谷署に赴きたりとか、予輩は、尙、東京集治監をも一覽せま欲しく勸言するなり

●看守の採用法

(採用規則の發布を望む)
 既に、看守の俸給を高む、豈復た孟浪杜撰なる試

驗法を以て登用をなすべけん、須く、巡查の跡を襲ふが如き舊套を脱して、別に、一新機軸を出たさる可からず、思へ監獄官は、特別の技術官なるを

●看守の服制

(服制の改善を促す)
 眞個に、予輩をして、社會の代言者たらしめんか、社會は云はん、監獄は紀律の府なり、又醜汚の衝なりと、然り、希はくは、服裝を以て、其の幾分の弊を除却し得べきか、予輩は常に、看守の威容を見る毎に、慊焉の情なき能はず、切めては其の帽子丈なりども、速に改善せられんことを望む

●監獄費國庫支辨論

(政黨問題に非ず國家問題なり)
 國庫支辨論、貴族院に於て可決せざる、衆議院は如何、其の運命未だ容易に知る可からず、然れども予輩は今此の論の、政黨の駈引道具となれるを悲しむ、監獄費論は果して政黨問題なるか、若しくは、國家問題なるか、如何に世に具眼者乏しと

はらへ、這般の問題を了得せざるもの亦あらざるべし、此の案毎年提出せられ、毎年否決に遭はずんば、渥殺に遭ふ、嗚呼此の案も亦不幸なるかな

●前田大坂府典獄の易簣を悼む

(好典獄を失ひたるを惜む)

本稿を脱せんとするに臨み在大坂の知友より一書を寄せらる、其の言に曰はく、前田典獄は赤病病の爲に易簣せらるると、文簡にして其の詳細を知ると能はずと雖も、予輩は實に監獄多事の日に當たりて、此の好典獄を失ひたるは、誠に痛哭に堪へざるなり、氏か熊本又は大坂府監獄に盡くされたるは、その職としてさることながら、尙我か監獄協會のためには、維持會員として、はた會員として、秩掌せられたること、實に勤ならず、本會か今日の隆盛を致せる、また氏大に與りて力ありといふべし、今や此の人を失しなふの悼に堪へず、本會より香華料を贈りて賻となしぬ、尙、同氏か經歷に至りては、左記の文を見て知らるべきなり、

鹿兒島縣大隅國始羅郡加治木村の士族にして嘉永五年十二月を以て生る明治九年十一月始めて官途に就き警視廳に出仕す次で石川、福井、徳島、熊本の諸縣に警部たり其間鹿兒島縣の郡長となり廿二年十二月大阪府典獄となり年俸千圓を受く是より先、戊辰の亂會津征討の軍に従ひ功あり九月會津城陥り凱旋す紫宸殿に於て御威狀並に酒肴を賜はり歸國の後賞典祿を下附せらる明治十年鹿兒島に事あらんとするに方り高崎親章、柏田盛文、山下秀實、安樂兼道、川口親治等の諸氏と共に歸縣す南洲暗殺の刺客なりと誣ひられて獄中に呻吟し日夜糾問至らざるなく死に願するもの數次なりしと享年四十二

●統計表の報告

(統計の不完全は監獄の不完全なり)
 曾て本紙に掲載し來たりし統計表は、政府及、貴衆兩議員、其の他當事者の參考に供せんか爲めに掲載し初めしところ、豫期の如く、大に其の參考となるほど少なからざりし趣にて、毎々其の讚賞

を蒙りしを以て、成るべく其の完全を期せんと欲し、本誌に其の旨を廣告したると屢なりきと雖も、尙、報告の完全せざるに依り、曩に本會は報告紙を封入したる依頼狀を發して、是非とも其の完備を企望したりき、然れども、尙、未だ報告せられざる向あるは、統計表の調製せられざる故か、はた斯道に不熱心なるか故か、否、恐らくは本會の信用薄弱にして、微意の徹せざるに因るならん、噫！

●監獄協會第四回常集會 速記

●看守は監獄書記の指揮を受
くべきものか

出題者 岡部伊三郎君
○石澤會長 是は單一の問題でおさりまするが、岡部伊三郎君が御説明を爲すつては如何でござります、

○岡部伊三郎君 看守は諸君の御承知の如く、看守長の指揮監督を受くるものであつて、書記に

は關係がないやうに、此の頃發布になつた官制を見て、従来の官制を見ても、思はれるのであります、しかし、實際に至つては、作業課の書記には、役場を擔當する看守の如きは指揮を受けなければならぬことがあるだらうし、又受けた方が、餘程便利が宜しいのです、然れども、官制に、毫も其の指揮をして宜しいと云ふ様な意味がないから、指揮することは、或はならぬと云ふ疑はないか、又例へて言はうならば、府縣の收稅長は、大藏大臣の指揮を受くべきものであるけれども、知事が、矢張其の人間を指揮監督して往くと云ふ様な類で、今申した作業に關することなどは、指揮を爲し得るものであるか、若しくは爲さねばならぬものであるかと云ふ疑のある所から、此の題を出したのであります、夫れを諸君に御尋ね申したいのでござります

○石澤會長 せうぞ、御意見を御銘々に、御吐きなるやうにしたいものです、
○中村 襄君 御提出の御方に一寸御尋ねしま

すが、御提出の御趣意は、普通の看守の、囚徒に對する戒護上のことまでも、指揮をして宜しいか、悪いかと云ふ御伺ひなのでござりますか、

○岡部伊三郎君 今中村氏の御尋ねの如きことは、勿論出來ぬものと思ふのであります、大体、官制の文字にある通、書記が指揮すべきものではあるまいと云ふ考なのであるが、丁度收稅長の知事に於ける如きもので、外の事に使ふことは出來ないが、何か收稅のことであれば、使へると云ふ様なもので、書記は戒護上には、勿論關係が出來られぬが、作業課の書記の如きは、如何なるものであるかと云ふ疑でござります、序に述べて置きますが、各監獄で實際爲さりつゝある所を、理論を措いて述べて戴いて、參考にしたいと思ふので、我が監獄では斯うして居るとか、此の如く取計つて居るとか、是れが正當とは思はないけれども、斯うでなければならぬまいとか、是れが便利と云ふことだけを、拜聴したいと云ふ考でござります、

○中村 襄君 分りました、御説明のやうな御考へであつたらば、私は別段疑は起るまいかと思ひます、固より、看守長と云ふ者は、看守を監督する丈の職務があつて、一向、其の点に付いては、疑ふ所はない、併ながら、作業とか何んどか云ふとになつて見ると、是れは作業上の便利を計る爲めに、書記が看守に、斯う云ふ風にして貰ひたいとか、或はあゝいふ風にして貰ひたいとか云ふことは、當然と思ふ、夫れは指揮と云ふ様な職權上のことではなく、普通事務上、便利上差支ないことと思ふ、書記が看守を指揮監督すると云ふと、やかましいが、便利を計る爲めに、看守に彼は相談すると云ふことは、決して純粹の官制等に定められたる所の指揮とか、監督とか云ふ意味ではないと思ふから、さう云ふことは、勿論差支のないことと思ふ、

○原口淺太郎君 固より、看守の本分と云ふものは、第一戒護上に従事するものでありまして、看守長の指揮を受けて、之に従事すべきものであ

りますから、書記の指揮監督を受けて居るべきものではないと思ひます、尙、述べて置きますが、書記が看守を指揮監督するやうになりますと云ふと、看守長の職権がないやうにならうと思ひます、

○石澤會長 岡部さんに御尋ねしますが、あなたの御出題でも、指揮監督すると云ふ様なことではないのでせう、其の事務に依つては、指揮をして可宜しいかと云ふ御積りではないのですか、

○岡部伊三郎君 今中村氏の御説に依ると云ふと、丁度座長の言はれる御説と同じである、けれども、出題者岡部の意見はさうではない、あれは、ホンの示談上見たやうなもので、斯うして呉れ、あゝして呉れと云ふ談じてある、さう云ふ様なとならば、また上の人とも談じて、却つて書記から典獄に談ずることが出来るやうなものであるが、さうではない、丁度、看守の分掌例にあるやうに、課程の検査をし、或は作業の督勵をする、斯う云ふことは、看守長よりも、書記に求むる仕事の方

になつて来るのです、其處で、官制には、毫も指揮監督すると云ふことはないけれども、分掌例の方に依つて、書記の求めを、看守は受けて仕事をしなければならぬと云ふ明文が、立派にあるから、夫れに依つて、書記が看守に指揮命令が出来はせぬかと思ふのです、

○石澤會長 會長は意見を述べたのではありませぬ、あなたのはさうではないかと云ふことを、お聞き申したのです、

○岡部伊三郎君 私も、左様に承知致しました、
○中村 襄君 前の岡部君の御説とは、御趣意が變つて来たやうに思ふ、最初には、官制にしかじかのことがないから、疑が起ると云ふことでござりました、然るに、今仰しやる所に依つて見ると、さうでない、分掌例に日課のことはあつて、官制にはないと思はるゝが、夫れは少し違ひはしないかと思ふ、分掌例を以て、勅令を左右することの出来ないのは勿論のこと、省令と勅令と衝突することはないと思ふ、省令を以て、勅令を枉げ

ることの出来ないことは、分かつて居る、看守の職務の一部に、日課を整理すると云ふことがあれば、夫れは、看守の職務である、夫れに付いて、看守長が、看守に日課をどうしろと云ふことを申せば、夫れは指揮になる、書き様が悪いか、何どか云ふことは、書記も言ふことがあるかも知らぬが、夫れは、當然の指揮と云ふものではない、決して、書記が看守を使役するのではない、矢張、看守長が指揮をして居るのである、併、書き様が悪るいから、斯う云ふ風に書けば、あゝ云ふ風に書けばか云ふことは、事務の便利上あるべきことは、世話位のことかなければ、事務が擧がらぬです、夫れ故に、私は矢張別段書記が看守を指揮監督するやうな意味は、ないと思ひ居ります、
○石澤會長 餘り理論になつて、言葉尻を取るやうなことは、甚だ宜しくない、却つて夫れでは、益がないのであります、

○岡部伊三郎君 今中村氏が言はれる通、分掌例を引かないのは、悪るうござりました、分掌例

には、作業の事に付いて、書記が督勵をし、又は課程の検査をすると云ふことがあるですから、其の項に依つて、書記が其の指揮をすると云ふことが、自然生じて来なければならぬと云ふことは、其のものに依つて、生じて来たのでござります、さうして、是れは或縣では、立派に看守が、書記、看守長の指揮を受けると云ふ様な、處務細則が出来て、夫れを規則として居るやうなものもある、全く中村さんの御反問の所は、私が始めに、言葉が足らないからでござります、

○小泉保直君 私の考では、まるで指揮を受けぬと云ふことは、出来まいかと思ふ、或は作業上の事に依つて、指揮することもありませうし、或は、書記が訊問上に於て、取調上に係る時は、指揮することもあらうと思ふ、監督と云ふことは決してあるべきことではありませぬけれども事務上に付いては、書記が指揮することが、出来るだらうと思ふ、

○原口淺太郎君 必、在監人の爲すべき作業の

課程が、決りてあるから、夫れを看守に督勵させるのみでありまして、別段に、書記が看守を指揮しないでも、必、看守は其の在監人の、課程を督勵するに止まるのでありますから、書記が看守を指揮するに及ばないと思ひます、

○小泉保直君 警察部に於て、警部長の指揮監督を受けねばならぬ者が、或は、訟廷に出る時は、檢事の指揮を、事務上受けねばならぬことがある如く書記が看守を事務上に於て、指揮することは實際あつたと思ふ、

○石澤會長 是れは、官制にも關しまするし、分掌例にも關しますることでありませうから、此處で、議決したかと申して、其の筋が違つて居れば、其の通り、心得る譯には往かぬので、此處では、唯、研究するのでござりますから、どうが、御意見がござりますならば、もつと御吐きになつては如何でござりますか、

○鈴木與藏君 私は矢張中村君の説に同意なのでござります、決して、看守と云ふものは、監獄

書記の指揮を受くべきものでないとは、官制の上から見て、確なることである、然るに、今提出者の御話に依つて見ますれば、分掌例に課程を見かたして、作業掛は、書記の指揮を受けるやうな場合もありはしないかと云ふお話を申します、分掌例にあると云ふことになつて來ますれば、看守と云ふものは、醫師の診察に立ち合はなければならぬ、是等の場合には、醫者の指揮を受けなければならぬと云ふことになる、決してさう云ふ譯ではないと思ふ、唯看守と云ふものは、看守長の命を受けて、其の作業に依つて、課程の有無を檢査し、又彼等が惰けないうらに、督勵して往くのが、分掌例にある、看守長が、一遍命すれば、夫れで澤山である、看守長の指揮の外に書記の指揮を受くべきものでないと、私は思料致します、

○山上義雄君 只今、色々御議論が出ましたやうでござりますが、私の考では、實際の必要上からも、或は道理の上からでも、所謂下等司獄官なるものは、必要の場合に於ては、高等司獄官の指揮を受くると云ふことは、當然のことであらうと思ふ、必要と認むる場合は、監獄書記が、看守に指揮をすることが出来ると思ふ、夫れが出来ぬとしたらば、監獄内のことが、夫れで處理せざる、か否かと云ふことを、私は御尋ねしたのでござります、無論差支ないと思へます、

○中村 襄君 今山上君から、下等司獄官は、上等司獄官の指揮を受けることは、無論のことである、と云ふ様なお話をござりました、獨逸あたりには、あるやうでござりますが、私は、今日まで、日本の官制で、さう云ふことは見ない、且、さう云ふことをしなければ、實際の事務が差支へるだらうと云ふお尋ねでありますけれども、私は、官制、並に、分掌例に規定せられてある所に依つて、實行するので、差支ないと思ふ、夫れにも拘らず、書記が一方から指揮をし、一方かたは看守長が指揮をすると云ふと、指揮の混交を生じて、従ふ者は、どつちに就いて宜しいか、餘程困難のことが出来ると思ふ、私は、さう云ふ様な官制がないか

翻譯

●如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前)

法學士 石田氏幹

上述の三策、即ち犯罪豫防策、犯罪懲戒策、及び犯罪善後策は、均一に併行して、其の一又は其の二を偏重、偏重すべからざるは、更に多言を要せざれども、萬已むを得ずんば、犯罪豫防策を勵行せむか、然り只罰金、或は禁錮等にて、犯罪を懲戒し、犯罪を減滅せむとするが如きは、常に其の實効を奏せざるのみならず、反つて犯罪を増加せんのみ、是を以て英國の如きは、警察又は其の他

(未完)

の方便にて、窃盜、強盜等の犯罪を豫防すること周密なりしかば、大に犯罪を減少する効ありきと云ふ、殊に社會黨、虛無黨等の無政府黨の舉動の如きは英國、和蘭、米國、及びスカンヂナビア等にては、之が豫防策を怠らざりしかば、單に斬頭臺、絞首臺等を以て、其の犯罪を減少するよりは、大に効能ありしなり、

犯罪豫防策を勵行せむには、先人民の過度群集を抑制せざるべからざるなり、人民の怠惰心を警戒し、勉強心を開發せざるべからざるなり、人民の教育を重んじ、智徳を涵養せざるべからざるなり、人民の迷信を打破し、人民の酒狂を制止せざるべからざるなり、若し夫れ怠惰の人民、無教育の人民、迷信に溺るゝの人民、飲酒に狂するの人民の群集に對し、其の豫防策を講せずして、只懲戒策によりて、其の犯罪を減滅せんとするが如きは、尺害あるも寸効なきなり、水流の清きを欲せば、先づ其の源泉を清めざるべからず、樹木を倒さんと欲せば、先づ其の根本を斷つに如かず、犯罪の本を治めずして、徒に其の末を治め、犯罪の源泉を絶たずして、其の横流を制止せんとするが如きは、抑も亦本末を誤るの甚しきにあらずや、是に於てか、犯罪豫防策の必要益々起る、

人民の勤勉なるは、社會の健全なる所以なり、人民の教育あるは、社會の健全なる所以なり、人民の飲酒に狂せざるは、社會の健全なる所以なり、人民の職業に熱心にして、猥りに群集せざるは社會の健全なる所以なり、社會の健全とは、社會の基礎を抗撃するの行爲なきを云ふ、社會の基礎を抗撃するの行爲なきとは、犯罪なきを云ふなり、故に犯罪を減滅せんと欲せば、勉めて社會を健全ならしめざるべからず、社會を健全ならしむるの策とは、即ち犯罪豫防策を云ふなり、余は故に曰ふ、犯罪豫防策を勵行せしむるには、人民の過度群集を抑制せざるべからず、人民の怠惰心を警戒し、勉強心を開發せざるべからず、人民の教育を重んじ、智徳を涵養せざるべからず、人民の

迷信を打破し、人民の酒狂を制止せざるべからずと、

然れども犯罪豫防策を勵行するにつきて、注意せざるべからざることは、犯罪豫防は、全く力に依ること、誤認するまじし是れなり、力とは何ぞ、警察の力等を云ふなり、或る場合に於て、犯罪を豫防するは、力に依ると雖も、他の場合に於ては、然らざるなり、力に依りて、犯罪を豫防するは、其の本源に遡りて、犯罪を豫防するにあらざれば、其の効果も著しからずして、善良なる豫防法にはあつざるなり

(未完)

●英國領事館附屬橫濱監獄參觀の記

神奈川縣監獄署看守 工藤準造

去る十月十七日、友人看守ロバート氏の紹介によりて、英國領事館附屬の橫濱監獄を縦覽し、看守二人(制服を着せず)ありて、晝間は二人にて戒護し、夜間は隔晩に當直す、監房十八にして、獨

居と雜居との二種あり、獨居房は、間口六尺奥行十二尺高さ十尺十四、窓は(二尺六寸四方)一個、壁は板にして白きペンキを以て塗り、雜居房十二尺四方の監房二個、間口十二尺、奥行十八尺の監房二個、窓は二個、或は三個あり、四人の衣服は、木綿淺黄のシャツと、ヘルの淺黄色のシャツとを着す、ズボンも同じく淺黄色なり、十三人を拘禁す、罪質故殺未遂一人、窃盜二人、毆打創傷二人、偽籍偽名一人、海軍軍律にて處分せられたるもの七人あり、役業は麻繩を解き、(監房にてなす)又掃除をなさしむ、監房内には、椅子一個、テーブル一個、寢臺一個、(テーブルの長きもの)毛布二枚、枕一個、盥一個、(ブリキ)ヒ一個、石礫、書籍數冊、便器一個、貯水器、飲器一個あるを見る、監房廊下は、幅十二尺、長さ五十四尺にして、中央に數個のテーブルを置き、周圍を運動せしむるに供す、各監房内には、日本横濱監獄の爲め、特に規定したる監獄則を掲示す、則ち左に譯出す

罪の本を治めずして、徒に其の末を治め、犯罪の源泉を絶たずして、其の横流を制止せんとするが如きは、抑も亦本末を誤るの甚しきにあらずや、是に於てか、犯罪豫防策の必要益々起る、

人民の勤勉なるは、社會の健全なる所以なり、人民の教育あるは、社會の健全なる所以なり、人民の飲酒に狂せざるは、社會の健全なる所以なり、人民の職業に熱心にして、猥りに群集せざるは社會の健全なる所以なり、社會の健全とは、社會の基礎を抗撃するの行爲なきを云ふ、社會の基礎を抗撃するの行爲なきとは、犯罪なきを云ふなり、故に犯罪を減滅せんと欲せば、勉めて社會を健全ならしめざるべからず、社會を健全ならしむるの策とは、即ち犯罪豫防策を云ふなり、余は故に曰ふ、犯罪豫防策を勵行せしむるには、人民の過度群集を抑制せざるべからず、人民の怠惰心を警戒し、勉強心を開發せざるべからず、人民の教育を重んじ、智徳を涵養せざるべからず、人民の

●英國領事館附屬橫濱監獄規則

國置(國置の中、羅旬語にて左の文字を記す)
上段 惡事をなすものを惡む
下段 上帝と朕との公義

英國女帝陛下の公使は、一千八百八十一年に、日本支那領事條例第六條、第二十條、第二十一條によりて、夫の與へられたる權限に従りて、橫濱に於て、女帝陛下の監獄の爲めに、左の規則を確定し、外務大臣の書記官長によりて裁下す

監獄則

橫濱に於ける英國女帝陛下の監獄の爲め

第一條 在監人は、初め受くべき監房に入れられ、通身の檢査をなし、貨幣及び有貨物件は、凡て之を領置して領収証を交付す、小刀、紙、烟草、引火奴、骨牌、骰子等は看守之を領置し、放免の時に交付す、但し物件目錄は、犯罪証の裏に記入す

第二條 箱及び袋(水兵の所持するものなり)在監

人の氏名を附箋して、倉庫に領置す、但し下衣一組は着用する事を許す

第三條 看守は、軍艦より送付する囚人は、下衣、一組のみ着用すと雖も搜檢す、

第四條 已決囚の髪は短縮す、

第五條 在監人には入浴を許す、拘禁中は少なくとも一週一回の入浴をなさしむ、

第六條 看守は在監人を嚴重に戒護し、彼此和合して物品を交附し、相互の談話をなし、或は外來人と交談せしむべからず、

第七條 在監人の起床は、夏期は午前六時、(四月一日より九月卅日迄)冬期は午前七時(十月一日より三月卅一日迄)とす、

第八條 在監人の使用する便器は、毎朝流出して清潔にし、臥具は能く褶み、監房は掃除して洗はしむ、

第九條 在監人は、起床後洗身を命ず、喋喧若しくは交談する事を許さず、

第十條 監獄の外(廊下)は、囚人をして掃除せ

しむべし、

第十一條 監獄は常に清掃すべし、下水と便所とは、特に注意して、毎日巡視し、之に少量の石灰を散布すべし、

第十二條 勞役の宣告を受けたる囚人は、夏期間午前七時十五分より八時迄、運動をなさしむ、(日曜日は除く)

第十三條 第七、八、九、十、十一條は、毎日朝飯前になさしむ、

第十四條 毎日午前八時より九時迄朝飯、零時より一時迄晝飯の爲めに許さる、夕飯は夏期は午後六時、冬期は五時に給與す、

第十五條 看守は、毎日囚人の一組を領事館に引率し、(日曜日は除く)館内を掃除し、不用物を運搬し、及び階段等を洗はしむ、

第十六條 典獄は一周間中、囚人に課する課程を定む、勞役の宣告を受けたる囚人は、夏期は午前九時より午後六時迄、冬期は午前九時より午後五時迄使役す、但し其の他の囚人(無定役囚

輕役囚等を云ふ)には、毎日二時間の運動を許す、

通信

●大日本感化事業并獎勵會發會式

全發會式は、去る十二月十四日の午後四時より、東京市神田錦輝館に於て催したりき、全會の發起人は、曲木如長、村上官治、坪井善四郎、下間鳳城、渡邊環哉、佐野尙、其の他價侶の諸氏とす、全會の目的は、近年罪囚の増加し、國家の治安并に經濟上に一大影響を及ぼし、社會に害毒を流すことを患へて、之を預防を爲さんか爲め、感化事業、并、出獄人保護事業を獎勵するにあり、當日の演説者は、坪井善四郎(千葉縣感化院副院長)小原重哉(大日本監獄協會特別會員)下間鳳城(埼玉縣出獄人保護協幹事)小泉保直(大日本監獄協會調査委員)安藤太郎(東京禁酒會長)寺田福壽(價侶)渡邊環哉(三河感化院副院長)天野若圓(價侶)八瀨龍龍(價侶)曲木如長(大日本監獄協會特別會員)の諸氏、其の他有志者數名にして、來會者は無慮六七百名の多きに達し、中に彼のオアソナード兵も見受たり、式全く終り閉會せしは、午後八時三十分なりき、閉會後、發起人及有志者にて、別に相談會を開きたり、同日同會へ金圓を寄附せられたるは、金原明善、松本順榮、發起人の諸氏、

幽冥の心を震かす、彼苦樂の佛心にも通ひます事でありませう(拍手喝采)

小泉保直君の演説

借先より拜聴致します、免囚保護、并に感化事業の件で御座りますが、學理や、歴史上の事に就きましては、諸大家先生の御演説も御座りましたから、私が申上げます必要は御座りませんが、私が只今考へ付きましたは、誠に憚かるべきで御座りますが、皆様が免囚を保護する其の免囚は、如何なる種類の徒であらうかとの、御疑ひはあるまいかと存します故に、御参考の爲め申します、監獄の改良と、保護會社、并に感化院と云ふもの設立は、鼎の三足とも云ふが如きもので、治國安民上、決して等閑に付すべからざる、緊急の要件であること云ふとは、世上皆唱ふるのみで御座りまして、未だ今日迄の有様を考へまするに、監獄の改良も、保護感化の事業も進みません、然る所以は、古人の論するが如く、世上多くは損は俱にすべく、利は俱にせず、我獨占めと、云ふが如き情を免かれざる故で御座ります。

何分現今の有様では、如何に法は美なり、監獄官はヤツキとなるも、經濟に支へられて、美法は行はれません、保護感化の事業も必要は目前に横はりたる急務と知りつゝも、肝腎要の、金を出す人なきを如何致しませう、然るに、人は皆、只一概に年々罪人が増加し、莫大の費途を要す、云々を口々に之を論評されますが、此の中間に在つて、預かる所の監獄官の心中は、如何で御座りませう、日夜痛魂苦心して、眞法の活用に盡力するも、心力のたよ

はざるを如何か致しませう、或人が、監獄官を評しまして、條の下の力持と云ふ復讐で、力を費やして札張り功の見ゆると云はれましたが、適當の言葉であるを考へます。

何事も一生懸命熱練すること云ふは、殊に肝要のことで御座ります、況や全國の司獄官たるもの、何そ力の及ばざるに風し、何と難難に挽かませうか、平心刀入心満、伏し拜む居垣のうちは水なれや、心の月のすめは満つるに云ふ、誠意、誠心、明徹、眞正、則、和魂を盡くしまして、囚徒を待遇し、刑罰の目的たる、矯正感化の實功を奏せしは、晝夜を別かつた、安眠せず、粉骨碎心致し居りますとは、私獨りのみならず、世人の認むる所で御座りませう。

私が先頃、或る紡績會社に懇意の者が御座りまして、其の者に頼んで、一日経覽しました、此の會社では糸に取れぬ病に罹つた、繭を種々の器械に保けて、絹綿、おひ糸になします、已前にはかかる繭は、皆放棄したもので御座りますが、初其の繭を棄てなして之を濡らし、之を洗ひ、之を絞り、之を干し、虫を取除き、之を延ばし、之を切り、之を縮にし、善惡を分ち、終りにば實に驚きたる純白なる、兎毛の如き綿と、其の悪品は、之を糸にして、俱に海外へ輸出するまでありますが、能く器械も揃ひ、又職工も、諄庸にして、積序能く從事致し居りました、其の有様は實に感心致しました、其の時私が、借愚考して類したとて御座ります、活物と死物とは、天地の大相違ではあるけれども、罪人もまた人間中の病持、秩序の立つたる器械を備へ、熱心精勵、諄庸

なる官吏を得ば、健康純正なる、眞人間も作り出すべきものをぞ存しまして、其の時に、監獄の事業は、あれ迄保護會社の事業はあれ迄感化院の事業はあれ迄、獨區別して見ました、借て監獄の事業は、活物であれば、實に苦しい、併し之を嗜むものは、嘗ふべからざる味のあるものであると思ひました。

然るに、今日監獄の事業は、彼の會社のとを思ひますと、原料は實に澤山這入つて居り、又金圓も、相應に掛るけれども、如何せん、肝腎の器械が備はりませぬから、絨其の品を製造する事が出来ません、而して社員重立からは、費用も澤山、職工も多人數、何とて、良品が出来ぬこと、責めらるゝが如き事情で有りまして、實に歎息に堪へません。

故に、我々、日夜願望に堪へざる所の、監獄實國庫支辨が、成立つたなら、彼の會社の如き、品物も出来得べく、隨ひて各地方人民の課税も、減する事でありませぬ、中等已上の御方々、御同心御協力によりて、保護會社、并に感化院等の設立も、充分となり、三足相具して、外國にも劣らざる、罪人の減少を見ることが出来ませうと思考致します。

借、免囚中、保護を要すべきものの、大凡を挙げますれば、二種類ある様に思考致します

其の第一類は
在監中、先非を悔悟し、改良の實跡著明なるものにして、出獄の後、生計を営むの術なきもの
其の第二類は

改良著明の實跡を認めずとも、累犯豫防の目的として、保護を要するもの、

是を又區分しますと、ケ様のものと考へます、

第一種の内に五類あると存します、第一種の内

一 眞心改良の實跡あり、恩典にも預るべきものにして、親戚故舊なく、或は有りとするも、其の所在不明にして、目前據るべき所なく、出獄後忽、生計を営むの術なき者、

二 難苦の餘、一時の故意より、犯罪に陥り、先罪を悔い、充分改良の實跡あつて、出獄後、忽、活路に差支ふるもの、

本項は、如何なるものを指すか申せば、貧窮盜とも云ふべきものにて、家族の凍餒を凌ぐが爲め、脊に腹は變へられすと、云ふ如きより、饑の辭炭或は米麥を盗み、或は老父母を育ふが爲めに、子を殺すとか、或は貧困に迫り、妻子を殺すとか、謀るとか、懇請すべきもので、座ります、

三 在監中の行狀善良なる惡意孤獨にして、出獄するも忽ち活路に差支ふるもの、

四 據るべき親屬故舊あるも、在地遠くして、歸路の費に差支ふるもの、

五 一時の犯罪に依りて、親屬の實乏を恐れ、郷里に歸るを厭ひ、他郷を徘徊し、惡徒に交り、再犯するの嫌疑あるもの、

第二種を區別しますと、ケ様のものと考へます、

一 親屬故舊あるも、已に數犯を累れたるが爲めに、見放たれ、處々流浪し、悪行をなすの癖があるもの、

十六其の因徒を減少する方法は如何
十七作業の種類は官司業なるかは請真業なるか
十八貴國の感化院及保護會社の組織は如何
十九メットライ東京感化院規則は我がメットライ感化院の規則を
實下譯傳せられしものなるか
廿死刑は未だ存するか
廿一死刑執行は公場にて之を執行するか
廿二死刑は如何なる方法を以て執行するか
廿三無籍者は如何に取扱ふか
廿四如何なる刑を之れに施用するか
以上の間に對して佐野尙氏は直に是か答辨書を送られたり

官報

内務省訓令第二十三號

警視廳 北海道廳 府 縣
集治監 土木監督署 衛生試驗所
臨時橫濱港務局
當省所管出納官吏身元保證金納入及拂戻等ニ關スル取扱規則左ノ
通相定メ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス
明治二十六年十二月十一日 内務大臣 伯爵井上馨
内務省所管出納官吏身元保證金納付及拂戻等ニ
關スル取扱規則

第一條 出納官吏會計規則第三百三條ニ依リ現金ヲ以テ身元保證金

合ニ於テ明治二十三年勅令第四號第三條及第四條ノ計算ニ依リ
身元保證金額ニ對シ過剩ヲ生スルコトアルモ其儘納付スルハ妨
ケナシ

第九條 出納官吏公債證書ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル場合ニ
於テ其利子渡期ニ至リ前ニ公債證書ヲ預ケ入レタル金庫ニ於
テ其利札ヲ受取ルヘシ

第十條 會計規則第一百九條ニ依リ身元保證金ノ拂戻シテ要スルト
キハ出納官吏ハ所屬長官ヲ經由シテ責任解除ヲ得タルコトヲ內
務大臣ニ證明シ身元保證金ノ拂戻シテ請求スヘシ

第十一條 身元保證金ヲ拂戻ストキ現金及公債證書ハ内務大臣ヨリ
所屬長官ヲ經由シテ保管證書又ハ書入證書ヲ出納官吏ニ返付
スヘシ又土地ハ内務大臣其書入證書ヲ北海道廳長官府縣知事ニ
送付シ書入レノ解除シナス爲メ登記法第二十三條ノ手續ヲ代理
セシメ書入證書ヲ出納官吏ニ返付セシムヘシ

第十二條 前項保管證書又ハ書入證書ハ身元保證書ノ納付済證ト引換ニ之
ヲ出納官吏ニ返付スヘシ

第十三條 前條ニ依リ北海道廳長官府縣知事ニ於テ土地書入解除
ノ手續ヲ了シタルトキ其旨内務大臣ニ具申スヘシ

第十四條 會計規則第五百五條ニ依リ出納官吏ノ身元保證金ヲ以テ
損失金ノ換價ニ充テントスルトキハ所屬長官ヨリ會計検査院判
決書ノ寫ヲ添ヘテ其旨内務大臣ニ具申スヘシ

第十五條 前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ出納官吏身元保證金(土地公債證
書ハ公債ノ後)ヨリ損失金ノ辨償ニ充ツヘキ金額ヲ扣除シ所屬
長官ヲ經由シテ其旨出納官吏ニ通知スヘシ

第十六條 内務大臣ハ會計規則第五百五條第二項ノ場合ニ於テ土地
公債證書ヲ公費セラルトキハ同時ニ所屬長官ヲ經由シテ出納官
吏ニ對シ公費告知ノ辨償ヲ命スヘシ

第十七條 會計規則第五百五條第三項及ヒ第六條ノ場合ニ於テ所

ナ納付セントスルトキハ其現金ヲ金庫ニ預ケ入レ其保管證書ヲ
得之レニ納付書ヲ添ヘ所屬長官ヲ經由シテ内務大臣ニ納付スヘ
シ

第二條 出納官吏會計規則第三百三條但書ニ依リ土地ヲ以テ現金ニ
代用セントスルトキハ所屬長官ノ認可ヲ得タル後土地ノ所在
地價格及登記ヲ受ケントスル日限ヲ記シタル請求書ニ通テ製シ
所屬長官ヲ經由シテ内務大臣ニ進達スヘシ

第三條 内務大臣ハ前條ノ申出ニ依リ登記日限ヲ定メ土地所在地
ノ北海道廳長官府縣知事ニ命シ登記法第二十一條ノ手續ヲ代理
セシムヘシ

第四條 北海道廳長官府縣知事ハ土地ノ登記ヲ了シタルトキハ其
書入證書ヲ内務大臣ニ進達スヘシ

第五條 出納官吏會計規則第三百三條但書ニ依リ現金ニ代用スル公
債證書ハ記名トシ利札付ノ儘之ヲ金庫ニ預ケ入レ其保管證書ヲ
得之レニ書入證書ヲ添ヘ所屬長官ヲ經由シテ内務大臣ニ納付
スヘシ

第六條 出納官吏身元保證金ヲ納付シタルトキハ内務大臣ハ其納
付金額ニ對スル納付済證ヲ調製シ所屬長官ヲ經由シテ之レヲ出
納官吏ニ交付スヘシ

第七條 明治二十三年勅令第四號第二條但書ニ依リ身元保證金ヲ
納付スルモノハ左ノ期限ニ依リ但本人ノ便宜ニ依リ數回分テ合
セテ前納シ若クハ納付通額ヲ一時ニ皆納スルコトヲ得

第四期納付ノ分

第一期	六月末日マテ	第二期	九月末日マテ
第三期	十二月末日マテ	第四期	三月末日マテ

毎月末日マテ

第八條 出納官吏土地若クハ公債證書ヲ以テ現金ニ代用シタル場
合ニ依リ

第一條 出納官吏ハ直ニ其辨償遺留ノ手續ヲ履行シ其額未ナ内務大臣ニ具
申スヘシ

第二條 會計規則第八條ニ依リ身元保證金ノ追納ヲ要スルト
キハ所屬長官ニ於テ其期限ヲ定メ出納官吏ニ進達シ其旨内務大
臣ニ具申スヘシ

第三條 徵收ヲ兼スル出納官吏ノ身元保證金ハ各職毎ニ區別シ
納付スヘシ

第四條 二人以上連帶責任ヲ有スル出納官吏ノ身元保證金ハ各
其納金額ヲ各自ニ區別シ納付スヘシ

第五條 本規則中身元保證金納付書以下ノ書式ハ左ノ如シ

第一條 第一條ノ納付金ニシテ即納ノモノハ第一號書式中甲號ニ
分納ノモノハ乙號ニ依ル

第二條 第二條ノ請求書ハ第二號書式ニ依ル

第三條 第三條ノ書入證書ニシテ本人所有ノ土地ハ第三號書式中
甲號ニ依ル

第四條 第四條ノ書入證書ニシテ本人所有ノ公債證書ハ第四號書
式中甲號ニ依ル

第五條 第五條ノ公債證書ハ乙號ニ依ル

第六條 第六條ノ納付済證ハ第五號書式ニ依ル

第七條 第七條ノ拂戻請求書ハ第六號書式ニ依ル(以下略ス)

(備考) 第二印章ハ執モス

内務省訓令第二十一號

警視廳 府 縣 集治監
土木監督署 衛生試驗所
臨時橫濱港務局
明治二十二年九月當省訓令第三十六號物品出納規程第二條第四條
及第二十六條左ノ通知正ス
明治二十六年十一月二十四日 内務大臣 伯爵井上馨
第二條 本規程ニ部局長ト稱スルハ庶務局長警視廳監府縣知事兼

治監典獄臨時積濱港局長ヲ云フ
 第四條 本省庶務局用度課長警視廳官房第二課長府縣內務部第四課長集治監第三課長積濱港局長ヲ物品會計官トス但便宜ニ依リ各次席者ニ命シ又ハ各小支部局ニ該官吏ヲ置クコトヲ得
 第二十六條 物品出納ノ順序ハ部局長ニ於テ之ヲ定メ常省へ報告スヘシ
 內務省訓令第二十六號

看守採用規則左ノ通相定ム
 明治二十六年十二月十九日
 內務大臣 伯爵井上馨

- 看守採用規則
- 第一條 看守ハ必ス試験ノ上採用スヘキモノトス但看守精勤證書ヲ有スル者並ニ曾テ看守長タリシ者ニシテ看守志願スル者ハ此限ニアラス
 - 第二條 看守志願者ハ品行方正年齡二十一年以上四十年未満ニシテ徵兵ニ相當ス且ツ左ノ諸項ニ抵触セザルモノナルヘシ
 一 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラレヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ付セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ處刑セラレタル者亦之ニ準ス
 - 第三條 諸博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
 - 第四條 看守巡查懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若クハ自身ノ便宜ニ依リ看守ヲ辭職シ二年ヲ經過セザル者
 - 第五條 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未ダ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未ダ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
 - 第六條 酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

第三條 看守體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
 一 體質善美ナル者即チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者
 四肢完具セザル者但執事把握ニ差支ケル指ノ萎小瘰癧腫直等ノ類ハ此限ニアラス
 胸腔機關及腹內臟器若クハ皮膚病狀著ノ疾病アル者但輕較著ノ疾病ニアラサルモ全身諸機關ノ機能衰衰ノ者亦同
 服裝又ハ運動ニ不便ナル者
 發生物時形等容貌醜惡ナル者

- 二 身長五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼數縮長ノ差一寸以上ノ者
 - 三 兩眼視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者
 - 四 聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者
 - 五 言語應答明確即チ充分ノ發聲ニ堪ユル者
 - 六 精神完全ナル者即チ精神病及神經病(癲癲癲狂癲癲及舞踏病癲癲等ノ病)ナキ者
- 第四條 看守技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
 一 刑法刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄則、監獄則施行細則等ノ大要ニ通スル者
 二 普通往復文及申告書ヲ作リ得ル者
 三 加減乘除ヲ爲シ得ル者
 四 普通二楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者
- 第五條 看守ノ試験ハ看守長並ニ監獄書記二名以上立合ノ上警守課長之ヲ施行スルモノトス
- 第六條 試験ニ合格セシ者一年內ハ其合格ヲ有效トス但體格ハ此限ニアラス
- 第七條 試験ノ上看守ニ採用スヘシト定リタル者ハ典獄親シク左ノ諸條件宣告シ醫書ヲ檢シタル上採用スヘシ

- 一 看守タル者ハ官吏服務紀律ヲ恪守スヘキハ曾テ俵々常ニ上官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セザルトキト雖政治ノ是非得失ヲ論評スルカ如キコト決シテアルモノシキ事
 - 一 看守タル者ハ在監人ト相狎昵スルカ如キコトナク職務上ニ於テ賈擄スルル般ノ責務ハ最モ嚴正忠實ニ之ヲ踐行スヘキ事
 - 一 看守タル者ハ一旦奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ從事シ一身ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キコト決シテアルモノシキ事
 - 一 看守タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ル迄專ラ品行方正シクシ監獄官吏又ハ其家族タル體面ヲ汚損スルカ如キ所棄決シテアルモノシキ事
- 第八條 看守タルヘキ者ヨリ呈セシムヘキ誓文ハ左ノ如シ但典獄ノ面前ニ於テ本人ヲシテ自書捺印セシムヘシ

誓文

今般何(廳府縣集治監)看守志願仕候ニ付御採用ヲ致ルニ於テハ官吏服務紀律ヲ恪守仕ルヘキハ勿論在監人ニ對シテ決シテ相狎昵スルカ如キコトナク總テ法律命令ヲ遵守シ職任上ノ般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行仕ルヘク又一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候ノ體決シテ無之且ツ自身ハ勿論家族ニ至ル迄品行方正ニ相保シテ監獄官吏又ハ其家族タル體面ヲ汚損致シ候様ノ所棄決シテ仕ルマシク依テ誓文如件

府縣國郡市町村番地身印
 何 某 實印

明治 年 月 日
 第九條 本則ヲ施行スル方法細目ハ警視廳監北海道廳長官府縣知事之ヲ定メ內務大臣ニ報告スヘシ
 內務省訓令第二十七號

警視廳 北海道廳 府縣

集治監 臨時積濱港局長
 明治二十七年一月以降會計規則第五十二條第三項ニ依リ內務省所管經費任拂命令官ヨリ提出スヘキ支出計算書及證書書類ハ各廳長官ニ於テ調査シ直チニ會計檢査院ニ送付スヘシ
 明治二十六年十二月十九日 內務大臣 伯爵井上馨

● 敘任及辭令

- | | | |
|--|--------------|-------|
| 任大坂府典獄 | 新海縣典獄從七位 | 小林 三郎 |
| 任高森府典獄 | 大坂府典獄從七位 | 小林 三郎 |
| 任新海縣典獄 | 非職神奈川縣典獄從七位 | 小泉 保直 |
| 任高森府典獄 | 新海縣典獄從七位 | 小泉 保直 |
| 年俸千圓下賜(以上十二月十六日內務省) | 大坂府典獄 | 小林 三郎 |
| 敘從七位 | | 小河滋二郎 |
| 敘正八位 | | 神谷太郎 |
| 陸高森府官七等 | 奈良縣典獄正八位 | 高木 承孝 |
| 陸高森府官七等 | 群馬縣典獄正八位 | 福原 三藏 |
| 陸高森府官七等 | 山梨縣典獄正八位 | 井上 真平 |
| 宮城縣典獄在職中元宮城縣看守精勤文清外三名ヲシテ二十四年四月ヨリ二十五年十一月ニ至ルノ間ニ於テ或ハ因從ニ破職ノ器具ヲ給與シ或ハ因從ノ親族ヨリ賄賂ヲ收受シタル等ノ所爲アラシムルニ至リタルハ畢竟平素監督其方ヲ失スルノ致ス所職務上ニ都合ニ付罷責ス(以上十一月二十五日內務省) | 非職宮城縣典獄 中村 中 | |
| 神奈川縣典獄 | 小河滋二郎 | |
| 二十六年十一月二十一日夜監執行中ニ係ル別房留置人吉川常次郎外三名カ獄舎ヲ毀壞シテ逃走シタルニ心付サルハ平素監督不行届ノ致ス所職務上ニ都合ニ付罷責ス | | |

非職ヲ命ス
 第三課長 岡山縣監獄書記 戸川英次郎
 第二課長 全監獄書記 河中 常臣
 第一課長心得 全看守長 船橋 致遠
 第三課勤務 全監獄書記 山本 親吉
 第二課勤務 全 須藤 康
 第一課、第三課兼勤務 全看守長 井井兼太郎
 第二課勤務 全看守長 高原益太郎
 第一課勤務 全警護師 村田善太郎
 第一課勤務 全 千輪 性海
 全 池水 快傳
 全 赤松 泰瓶
 全 石井 成全
 全 河野 道昇
 岐阜縣警部 岐阜縣警部
 任岐阜縣看守長給五級俸
 岐阜縣監獄書記看守長ヲ命ス
 警守課長心得ヲ命ス 岐阜縣看守長兼監獄書記 篠田 正徳
 第一課長ヲ命ス 栃木縣監獄書記 梅村 寛逸
 非職ヲ命ス 全看守長 柴村 敬直
 全監獄書記 山内 種福
 任栃木縣看守長七級俸給與第二課長ヲ命ス 全 三浦 賢
 八級俸給與栃木監獄支署長ヲ命ス 全 海老澤 邦彰
 第一課兼第二課勤務ヲ命ス 全看守長 福田 啓次
 九級俸給與第二課勤務ヲ命ス 全 越路 代次郎
 九級俸給與第二課勤務兼看守教習所長ヲ命ス 全

岩手縣監獄書記 木田 豊重
 任栃木縣監獄書記給九級俸第三課長ヲ命ス 栃木縣看守長 矢部 照貞
 第二課勤務ヲ命ス 全看守 小關 次郎
 任栃木縣看守長十級俸給與第二課勤務ヲ命ス 全監獄書記 井上 成丸
 各通 廣島縣看守長 八島 浦美
 全看守長 高田 眞清
 全看守長 牛尾謙次郎
 監獄署第二課勤務ヲ命ス 全看守長 桑原 清作
 各通 庄野吉太郎
 給八級俸監獄署第二課勤務ヲ命ス 全監獄書記 深堀 大吉
 給八級俸監獄署第一課勤務ヲ命ス 全監獄書記 牛尾龜五郎
 給八級俸尾道監獄支署在勤ヲ命ス 全看守長 春村 鏡平
 任廣島縣監獄書記給十級俸監獄署第三課勤務ヲ命ス 全監獄書記 河崎策五郎
 監獄署第一課勤務ヲ命ス 全看守 大島 房吉
 任廣島縣看守長給十級俸監獄署第二課勤務ヲ命ス 全看守 伊藤 正頼
 任廣島縣監獄書記給十級俸監獄署第一課勤務ヲ命ス 全看守 伊藤 正頼
 任廣島縣監獄書記給月俸八圓尾道監獄支署在勤ヲ命ス 全 伊藤 正頼
 任廣島縣監獄書記給月俸八圓監獄署第三課勤務ヲ命ス 全 伊藤 正頼
 監獄署第三課長ヲ命ス 全監獄書記 大谷 唯一

尾道監獄支署長監獄書記 森 一知
 監獄書記 森田 重行
 看守長 山縣 彌高
 監獄書記 山本卯喜二
 給七級俸監獄署第三課勤務ヲ命ス 全 松本 節
 看守長 秋田縣監獄書記 木名瀬禮助
 第一課兼第三課長 全看守長兼監獄書記 竹内 千里
 第三課長 全 監獄書記 淀川 清
 第二課兼第一課僚 全 看守長 皆川 隆爾
 第二課僚 全 林 勝復
 第三課僚 全監獄書記兼看守長 大貫 忠直
 第一課僚 全 角田 龜松
 依願免職務 全 看守長 長尾長太郎
 全 監獄書記 北島運一郎
 全 看守 石川 勝定
 全 小貫千代吉
 全 島本 徳藏
 全 松浦 留吉
 全 伊藤 近春
 全 人
 免本官專任宮城縣監獄書記 宮城縣監獄書記 伊藤 近春
 監獄署第一課長ヲ命ス 看守長 早川 文二
 監獄署第二課長ヲ命ス 監獄書記 太田 乙松
 古川監獄支署長ヲ命ス 監獄書記 今野 廣吉
 石巻監獄支署長ヲ命ス 看守 鈴木 平六

看守部長ヲ命ス 長崎縣教護師 白石 信教
 依願免職ヲ免ス 全監獄書記兼看守長 渡井 信道
 警守課兼務ヲ命ス 全監獄警守課長兼庶務課長 全 看守長 林 浩一郎
 庶務課長兼務ヲ免ス 全 看守長 木下忠次郎
 非職ヲ命ス 全 看守長 菊地 寛容
 長崎縣教護師ヲ命ス月俸五圓 全 監獄書記 弟子丸 深
 島原監獄支署在勤ヲ命ス 全 看守長 野口 康吉
 兼任長崎縣看守長大村監獄支署長ヲ命ス 全 看守長 野口 康吉
 非職ヲ命ス 全看守長兼監獄書記 渡邊敬次郎
 任長崎縣看守長兼監獄書記給十級俸監獄署警守課勤務ヲ命ス 全 藤田 俊嗣
 免兼官 德島縣看守長兼監獄書記 千田清次郎
 專任看守長 監獄書記兼看守長 申津次郎
 免兼官 看守長 野口 康吉
 任德島縣監獄書記兼看守長 監獄書記兼看守長 中井 民憲
 監獄書記兼看守長 中井 民憲
 聽町監獄支署長ヲ命ス 全 監獄書記兼看守長 中井 民憲
 任德島縣監獄書記給八級俸 全 縣屬 福井虎之助
 任德島縣看守長給十級俸 全 警部 平方 清旭
 任德島縣監獄書記給十級俸 全 政田 主夫

非職ヲ命ス 徳島縣監獄書記兼看守長 小栗 正安
 免職ヲ命ス 監獄書記兼看守長 八島 猛
 第三課長兼第一課長ヲ命ス 全 全
 第二課長ヲ命ス 全 全
 專任監獄書記 全 全
 監獄署第一課勤務 全 全
 全 第二課勤務 全 全
 全 第三課勤務 全 全
 看守部長ヲ命セラル 全 全
 監獄署第一課長ヲ命ス 全 全
 監獄署第二課長ヲ命ス 全 全
 監獄署第三課長ヲ命ス 全 全
 青森縣監獄八月支署長監獄書記兼看守長 岡 金二郎
 監獄署作業課勤務ヲ命ス 全 全
 看守長兼監獄書記 永田直之丞
 監獄書記 細川 正雄
 看守長 松田 敏
 看守長 原田 高知
 書記兼 野津 久
 看守長 野津 久
 看守長 坂本富太郎
 看守長 加藤覺一郎
 看守長 中尾 久藏
 看守長 日野岩之助
 看守長 堀江 知秀
 看守長 後藤虎次郎
 看守長 高橋隆三郎
 看守長 和田恒太郎
 看守長 黒田政太郎
 看守長 杉谷周太郎
 看守長 佐々木俊三郎
 看守長 渡部友次郎
 看守長 引野辰司郎

任兼看守長監獄八月支署長ヲ命ス九給俸ヲ給ス 全 全
 看守部長ヲ命シ監獄五所川原支署在勤ヲ命ス 全 全
 看守部長ヲ命シ監獄勤務ヲ命ス 全 全
 看守部長ヲ命シ監獄弘前支署在勤ヲ命ス 全 全
 依願教師ヲ免ス (各通)
 全監獄書記兼看守長 鹿登谷正晴
 看守長 岡 金二郎
 看守長 教諭師 須須 寂庵
 看守長 中畑英五郎
 看守長 廣津 茂治
 看守長 今 彦三郎
 看守長 對馬 勇作
 看守長 杉本雄太郎
 看守長 東原政之助
 看守長 手塚 篤
 看守長 田村 東暉
 看守長 進藤 傳吉
 看守長 三浦 忠吾
 看守長 大瀧 則義
 看守長 田住 謙
 看守長 中村龍三郎
 看守長 長祖禮太郎
 看守長 西村伊太郎
 看守長 引野 信夫
 看守長 坂井 忠篤
 看守長 安宅 九郎
 看守長 永井 徹敏
 看守長 興津 真頼
 看守長 大沼 正長
 看守長 打越 政憲
 看守長 藤田 爲徳
 看守長 加藤 紀堅
 看守長 霧生里次郎
 看守長 菊地 五郎
 看守長 後藤 重正
 看守長 伊藤長太郎
 看守長 宮崎 文吉
 看守長 小倉吉次郎
 看守長 竹内右藤太郎
 看守長 伊藤 兼藏
 看守長 白石仲之進
 看守長 岩倉 矢一
 看守長 鈴木 豪雄
 看守長 丹羽 哲郎

非職ヲ命ス 全 全
 給八級俸 全 全
 濱田監獄支署長ヲ命ス 全 全
 任島根縣監獄書記 全 全
 給十級俸 全 全
 濱田監獄支署在勤ヲ命ス 全 全
 月俸拾一圓 全 全
 月俸拾圓 全 全
 全 八圓 全 全
 全 九圓 全 全
 全 八圓 全 全
 任島根縣監獄書記 全 全
 給月俸拾圓 全 全
 第三課長 全 全
 第二課長 全 全
 監獄署 課長ヲ命ス 全 全
 看守長 監獄書記
 看守長 佐々木俊三郎
 看守長 渡部友次郎
 看守長 引野辰司郎

看守教習所受業生ヲ命ス 全 全
 非職ヲ命ス 全 全
 兼任茨城縣監獄書記 全 全
 監獄下支署長森入森出外現金出納官吏領置品取扱主任ヲ命ス 全 全
 任茨城縣看守長(十級俸) 全 全
 任茨城縣監獄書記(十級俸) 全 全
 任茨城縣看守長(九級俸) 全 全
 兼任監獄書記 全 全
 兼任茨城縣看守長(七級俸) 全 全
 監獄土浦支署長出納官吏領置品取扱主任ヲ命ス 全 全
 監獄署第一課長ヲ命ス 全 全
 全 第二課長ヲ命ス 全 全
 全 第三課長ヲ命ス 全 全
 任茨城縣監獄書記(月俸拾圓) 全 全
 依願看守部長ヲ免ス 全 全
 看守部長ヲ命ス 全 全
 北海道集治監看守 全 全
 看守部長ヲ命ス 全 全
 任監獄書記(七級俸)監獄署第一課長) 兵庫縣 全 全
 任監獄書記(七級俸)監獄署第三課長) 全 全
 看守長 鈴木 豪雄
 看守長 丹羽 哲郎

市ヶ谷生

●質疑
一書籍の看護は、受罰者満期後三十日間に満つるまで、之を許可せざるものとす。

(理由)
本項は、一見看護を許るされたる趣旨に反するもの、如しと雖も、實際に至りては、これを感奮興起の具に供するもの少なく、寛解融和の資に充つるもの多きにより、之れ等の者には専ら先非改悔を思念せしむるに如かさればなり
一減菜 四分の三 懲罰後十日以上二十日以下
但、減食屏禁 五回以下閉室 一回以上二十日 (理由)

前項は、書籍看護をなし得るものに就きては充分なりと雖も、其の資力あるも、之を願はざるもの、及、其の資力なきものには効なきにより、本項を設けたる所以なり、
一監房と便所との掃除、及、下駄の出入は、懲罰中、及、満期後三十日以上、六十日以内之を爲さしむるものとす、
但書前項に同じ

(理由)
本項は、懲罰者(分房にある受)ある難居監房は、特に其の者に限り、職心改悔の具として爲さしめ、一監房に多人數處罰者あるときは、輪順に之を爲さしむるものとす、
右受罰者の所過方に就きては、治獄上最も慎重の注意を要すへき

るもの
一得し所の賍は、少なきは數拾圓、多きは數百圓、若しくは之れに該當する物件

一世上に在るべきの生計は、頗、奢侈を窮はめ、概して、酒色に耽溺す、其の体懐は、時に職工に、時に商人に、時に手代番頭に、又、或る時は、紳商、顯官等に装ふ等、千差萬別、人をして窺知するに由ならずむ

一性質は、頗、奸猾兇惡にして、蓄才に富み、欺騙に長し、且、普通の文字を解するもの多し、其の悪業に巧みなる、進退に機敏なる、神出鬼没の奇術を得たるもの、如し

一獄中に於ける行状は、工業等に勉勵せざるにあらずと雖も、少くも自らに不利なきとあれば、忽ち不満を鳴らし、官吏の命令に抗言し、又は誹謗し、建白がましき事を述べて、之を輕侮し、屢々獄則の處分を受くるを以て、自、任俠と誇稱す、故に、他囚は此の奴を目するに、獄中の首魁を以てし、己等の食物を與へ、又は此の奴の布圍、衣服の破損、若しくは汚穢なるものあれば、之を交換する等の事を爲し、服従の意を表するより、此の悪奴等は極めて得色あるもの、如し、

又、在囚中、偶々悔悟の念を起すものあるを認むるときは心中に之を妬み、誹謗弄語之を囑罵し、動もすれば、過失に陥れ、遂に其の念慮を達せしめざらんこと
此種中故買者は、世上にて賊奴數人を手下に養ひ置き、常に悪業の方法手段を指示し、其の賍物を、價格十分の二三の條

ものなり、故に右項目は、取扱上亦必要の事項にして、感化改善の手段として、悔悟心を誘導せしむる資に供すべき、敢て大方の職者に質す、

●罪囚の種別 (福島) 中村 襄

本書は同君が畿に東京にありたる際、調査せられたる者にして、その精密周到なる實に驚くべきものあり、今此に之を掲げて、同君の熱心の程を實員諸君に紹介せん、
凡、罪囚中に、改良し得べき者、到底得へからざる者、又出監後保護を要する者、之を要せざる者との別あるは、蓋、罪囚の世上に在りしべき境遇、及、生活の度、親屬の關係、養育、教育の厚薄、職業、及、資産の有無、年齢の多少、性質の良否、犯罪成立の如何等に因りて、各異なる者と信するに付、左に之を分類をなせり

- 第一種 犯情極悪なる囚人
一此の種に屬する囚人は、左の如し
一年齡は、廿五歳以上四十歳未満のもの多し、
一職業は、大工、指物、彫刻等の技術に長するものあり、商人あり、又、職業等更になきものあり、其の職業あるもの多し
一世上にては、毫も營むとなく、只た悪事のみを常業とするものあり
一罪質は、窃盜、詐欺、放火等のもの、最多なりとす
一犯由は、貪婪の情を恣にせんとするにあり
一刑名は、重禁錮にして、刑期は、二三月乃至二三年に過ぎざらんものあり

準を以て買取し、其の体懐を變更増減して遠國に轉送し、巨利を貪るものとす、若し其の賊奴等にして、悉く縛に就き、故買の道既に盡く、併ながら、若、隱居所の、眞に厭ふべきに至れば、逃ひ出つるとは、誠に容易なり、然れども、此の隱居所も、夫れ程厭ふべき事なければ、敢て其の勞を執るの必要もなし、之に反して、刑滿ち忘れ門を(監獄の門を彼等稱其故は、一度此門を出つれば、獄中の苦)して忘れ門と云ふ、獄は、一切夢に飯し去る云ふにあり)出つるときは、爾後又如何なる手段を以て、悪事を爲し、愉快を貪り、如何なる方法を以て、法網を免れ得べき等の念慮は、忽ち頭に浮ひ來たるを以て、其の時より又種々なる心配を生ずるなりとす

此の種に屬する囚人の、出獄後曾在囚たりしものにして、正業に就き居るものに邂逅するか、若しくは、其の住所を聞知するとあれば、他の悪奴等を語らば徒はしめ、其の住所に到りて、少しにしても財あれば、之を掠め、財盡くれば、他人の目前等にて、其の者の舊惡を數へ擧げ、或は脅迫、或は誘惑、種々なる悪計を以て其の名譽を毀損し、其の信用を害し、遂に正業を營むも能はざらしむるに至る

是を以て、長く監獄に在りて、夫等の情を案知するものは、府下に在りては、到底正業に就き難きを豫期し、他縣に至りて、其の妨害を避けんことし、出監の時刻を遠へんことを請ふものあるに依り、特別の時間を以て、釋放するも、悪奴は其の出監の日には、一人若しくは數人聯合して、未明より門前に待ち居りて、其の出門するや、直に之を誘引し、所々徘徊の

末、金のあらん限は、之を預費せしめ、金盡くれば、又共に罪事を爲さしむるものあり、故に、一度此の悪奴等に觀み昵む(在監中、悪奴等の爲に、不利を蒙らんとを恐れ、爲爲めに、學生眞民たる能はず)たるものにして、遂に、此の奴の能はざるもの多し(さき、遂に其の範圍を脱する最も工藝に長したる、或る囚人にて、十年刑を再受けたるものありき、其の初め、刑滿ちて出監するに際し、工錢百五十圓餘を携帶せしか、其の後、半年程を経て、又十圓に處せられて入監したり、然るに此の時は、大に悔悟の狀を顯はし、役業に勉勵せし爲め、八年餘を役過して、假出獄の恩典に預りたり(此出監のさきも、五六)其の後、同囚の懇請を注意し居りしに、偶々減る工場にて、彼の役業を爲し居るを認めたり、依つて狀況を試問せしに、倍々前非を悔い、且、恩典の辱なきに感泣し、職業に勵みし故、貯蓄も出來、已に妻をも娶りたる由を語り居り、當時謂へらく、元來此の囚人は、頗る工藝に長するを以て、正當に働くべきは、固より斯くあるべしと、然るに先頃又々輕罪の刑に處せられて入監せしに依り、怪しみて其の故を問ひしに、前項に陳ぶる如く、悪奴等に迫られたる事實を述べ、且、言へるやう、自分は最早世上に在りては、到底正しき業に就くと能はずと斷言して、歎聲を漏らしたり

此の囚人は、其の性質最も剛毅にして、在監中も、他囚等に奪も壓服せらるるか如きものにあらず、然るに、尙ほ斯の如

き斷言を爲し、且、歎息するに至るを見れば、其の他のもの、誘惑を免つたざるは、誠に已むべからざるものと思考せらる、

此の種に屬する囚人が、出監後、悪奴を引取り、部下に養ふ事實は、既に記したるか如し、然るに、之れに似て非なるものあり

囚人中、多少金錢を有するものにして、引取人の定まらざるものと認むるときは、之に對して、引取手續を爲し、相當の報酬を受くるを以て、業とするものあり、此の被引取人乃、受取人は、元來其の定めたる住所にて、監視執行を受け、又受けしむるを目的とするにあらず、止其の執行すべき住所の名義のみを存して、別房に留置せられざらんとを圖るに在り、故に、此の被引取人にして、出監する後は、其の約したる引取人の住所に至りて、前約の報酬を與へて、直に逃走す、其の報酬を引取人に與ふる能はざるか、若しくは其の約報を爲すを好まざるものは、出監後直に途中より逃走す、此の引取の方法は、例へば、甲乙丙の三人の共謀者ありせんに、各其の住所を定め置き、甲入監すれば、乙丙の住所を引取場所と定め、乙丙共に入監すれば、甲の住所を以て之に充て、他囚中報酬を受くるに足るものに就きて、勸誘するの類なりとす斯る不正を以て、一の職業(他に放買等を本業とし、此の如く爲し居るもの、目下常市に數人あるは、既に認むる所なり、故に其願は拒絕せんとするも、彼等は所轄の區役所を経て、

住所の証明を爲す等、其の手續に欠くる所なきを以て、之を如何ともし得ざる能はず、看すべし斯かる惡業を行はしめつ、あるは、頗る遺憾とする所なり

右の種類に屬する囚人は、犯罪の目的、不義の安逸を貪るにあれば、如何に技能を授け、其の術に長し、生活の途を得しむるも、正業を営みて、生活する、かきは、決して満足しなすと能はざる所なれば、死するの外、惡業を制止するに能はず、故に、此の輩の一度入監せるときは、使役其の他の所遇を嚴格にし、他囚に惡事を傳播せんとを防ぐの外他に途なし、此の目的を達するに於ては、獄舎の構造、遇囚の方法を改良するを以て足れりとす、敢て出監後の保護を與ふるの要なし

此の種中、誘盜、詐欺、取財者の獄中に在りて、常に語る所を聞くに、曰はく、獄舎に安樂なる隠居所なりと、其の故は刑を受けて、獄舎に入るは、恰も商人の資金、職工の技藝に於ける如き關係なれば、毫も厭ふべきにあらずと雖も、世上に在る間は、一回も多く惡事を働き、一日も多く愉快を爲さんとの希望あるより、其の就捕の一日も遅かんとを圖り、心を痛むるとあるも、已に拘禁の身となる上は、別に面白き事なきも、亦、敢て心配もせず、只坐し居れば、寒暑の衣服より、食料、及、醫藥等に欠く所なければ、恰も身代を相續人に譲りたる隠居の如き心地であるときは、更に罪科を犯し、若しくは既往の所業を、自ら發露せしめ、(此罪科は犯罪の重み、自白するを以て、其の刑)監獄に入り、惡事に熟期は三四ヶ月に過ぎざるもの多し)

達したるもの、若しくは、將來熟達せんと認むるものを探検し、出監後己の部下に屬すべきことを密約す、故に、在監中惡事に熟達したるもの、又は熟達せんとするもの、出監の期に際すれば、一囚に數人の引取人ありて、恰も之、競争を爲すもの如し

(未完)

●在監人別異法に就きて

土陽散士

在監人別異法は、司獄の局に當たるもの、尤も注意すべき要務なるに、往々罪實の如何を問はず、年齢の丁未丁を論せず、体格の滿十二歳にして、滿十六歳以上に見れば、滿十六歳にして滿二十歳以上(戸籍面脱離の疑)に見ゆるか如き、之れが鑑定に苦みて、合同雜居せしむる者あるやう聞けり、然らば、監獄則第十一條、第十二條、第十三條別異法の精神は、果して那邊にあるか、敢て當局諸士の猛省を望む、

●看守長の資格に就きて

陸古城生

明治廿四年九月、内務省訓令第二十一號巡査採用規則第二條第一項に、低觸するものは、看守にも、亦其の資格を失へるものと云ふべきと明かなり、既に過日の典獄會議の諮問案中に在りし風聞ある看守採用規則にも、同條の條項ありて云ふを見れば、右等の條項に該當す可き罪を犯したるものは、看守たるの價値なきものたるも、論を俟たず、然るに、看守の上官たる看守長にして、右に

抵觸するものあるは如何、看守には不可なるも、看守長には可なりとの解釋なるか、予は之を信する能はざるなり、然れども、現に予が上官として働く看守長の中に、曾て(明治十七)監禁制縛の罪を犯して、重業強者干、罰金若干に處せられ、警視廳石川島支署にて、其の執行を受けたる人あり、然らば、右等の條項は、特に看守のみにして、看守長以上には、縦令右等の條項に關る、ものありとも、決して差支へなきものに、敢て大方の教示を請ふ、

敢て各府縣典獄に望む

大和 南都 惣 太郎

勅令第十五號を以て、看守俸給改正の件を公布せられたり、今此の勅令に據て、現任司獄官吏は論なく、苟も治獄に志ある士は、一大白を擧げて、之を賀せざるを得ず、余も亦た踴躍して、之を賀せんぞ欲す、

蓋し、余輩が之を賀せんとするものは、徒に看守俸給の増加を賀するに非ず、此の勅令に依りて、一大改革を行ひ、治獄の目的を達する日も、亦た正に近きにあるを知るが故なり、抑も、國家の安寧を妨害するものは、犯罪者より恐る可きものなし、それ國家の安寧を保持するは、警察と監獄とにあり、蓋し警察は良民を保護し、監獄は不良民を治し、善良の民たらしむるものなればなり、警察にして、其の機關の運轉を誤らざらば、豫防の力を周到ならしむるに至らば、徒令犯罪者なきに至らざるも、亦た其の數を減ずること必せり、蓋、監獄も亦た然り、徒に其の構造の不完全を鳴らし、或は規則のみ獨拘し、又は情好に流れ、適當の吏員を

得ずして、刑の執行を忍にし、罪惡の分子を増殖するが如きことを爲さんより、寧、此の俸給の改正を好機として、一大改革を行ひ、鏡を捨て、鏡を取り、愚を除き、賢を進め、治獄適當の吏員を採用す可し、假令、其の構造は充分ならざるも、蓋、吏員が、其の法則に使役せらるるが如きは、未だ吏員其人を得ざる現象と云はざるを得ず、余輩は吏員其人を得て、法則を活用するの日を待つものなり、

夫れ、行刑制度にして、其の宜しきを得ざるときは、前に再犯以上の増加するのみに非ず、一般の人民國意を輕侮するの傾向を來たし、國力益々衰弱に陥り、終には帝國の獨立を保つも能はざるに至る可し、果して斯の如くんば、豈、余輩の安寧を論するに暇あらん、

今や世人が驚々たる條約改正も、彼外國人が、其の改正を拒むの理由とする所は、嘗、監獄制度の不完全を以て第一とす、且、其の語に曰はく、其の國開明の度を知らんぞ欲せば、宜しく監獄に就きて、其の事務の整理如何を見る可しと、之に由りて之を觀れば、一地方の監獄は、我が帝國の政体を代表するものと云ふも、敢て不可なる可し、噫、監獄事務の貴重なるも、蓋、斯くの如し、現に治獄に従事するの士は、宜しく留意せざる可からず、

今監獄一般の事務は、各課分担の法に據り、一課毎に課長を置き、隸屬する吏員をして、其の事務を分掌せしむ、就中、最、重要、且、至難にして、其の責任も亦重大なるものを警守課となす、警守課は、専ら囚人の直接戒護に従事し、純然たる自由刑の執行を

掌り、作業を督勵し、行狀を視察し、一人の屬理にて、數百囚の胸中を看破し、各囚各個に就きて、其の地方の情況より、本囚の性質、及、罪質、教育有無、資産の如何、世計の方法等に至る迄、悉く之を會察して、犯罪の起因を探究し、懲戒に、感化に、苟も罪惡の分子は、悉く之を拂除して、満期出獄の曉には、純然たる良民に復歸せしか、國家に罪惡の分子を絶つにあり、尙、其間に於て筆毛指頭の働かざる可からず、其の事務の至難なる、責任の重大なる、監獄事務第一の位置にあり、然るに獨逸監獄法の如きは、目して下等司獄官と云ふ、誤も亦た甚し、我が帝國の監獄は、未だ上下の差を明示せずと雖も、各府縣の監獄中、警守課を輕視して、他の諸課を重視するの弊風あり、實に嘆息の至りなり、

余輩、然、勅令の本旨を考察するに、徒らに看守の俸給を増與して、其の家計に餘裕あらしむるに非ず、益々進んで秀才を擧げて、其の職に任し、速く治獄の目的を達して、國家を泰山の安きに置き人民をして安心逸樂の境域に達せしめんことを、留斷に出でたるの外なる可し、果して余輩の想像の如くならば、此勅令百拾五號は、實に看守改革の一大時機と云はざるを得ざるなり、各府縣現任の看守中、高尚なる國家的の志操を以て、正心誠意、其の職務に従事するの士は、實に僅少ならん、單に外面より觀察を下すときは、威風凜々、天晴治獄の真看守たるも、其の内實を排出して檢するに至りては、倍に驚く可き結果を發見するものなり、就中第一著に改革を要する部分は、無學無才無智無識を去るものと

ヶ年以前にあり、一時の僥倖を得て看守に採用せられ、或は近時の拜命と雖も、單に官治の電氣力に依り、引用を辱うしたるの輩なりとす、此の輩は悉く俸給の奴隷にして、固より國家の何物たるを知らず、奈そ監獄の監獄たる所以を知らん、然るに此の輩の言を聞くに、曰はく余は既に十年以來治獄の経験あるものなり、敢て新任の輩に譲らんと、又曰はく、何官は余の知己なり、誰か敢て余を凌がんと、實に抱腹絶倒の至りなり、已に人界中の別天地監獄の中に蟄居して、拾餘年の星霜を經過し、當時月連日歩の世運に併行して、開明の度を均しうせんぞ欲せば、是れ則ち水中火を求むる類なり、此の輩の経験せし所は、皆舊制腐亂せし監獄の陋習のみ、文明の今日には却て妨害物たるに過ぎざるなり、況や高官の知己を以て自ら矜るが如きは、實に論外の言なり、此の輩は看守中の首目にして、年効と電氣力との杖に據りて、漸くに歩行するものなり、故に各府縣典獄に於ても、此の輩には特に憐愍を加へられ、庇保せらるるかの傾向あり、之れ畢竟情好の然らしむる所なる可しと雖も、希くは其の情好を離れて、正々堂々吏員を撰ぶに當たりては、苟も私せず單に國家永遠の利益にのみ注目せられんとを望む、



小説

○悪少年ブナーマールの傳

本誌第五拾九號より本欄に連載したりし、龜屋萬年氏著作の獄事改良家ベリターの傳は、大に看官の喝采を得き、作者の幸榮何者か之に加へん、唯憾むらくは悪少年ブナーマールが踪蹟をば極めざりけるを、さる程に、小生自費を以て探訪と云ふ者を、廣く世界の各國に派して、偏く其の行術をば索めしめしに、此の度新に其の通信に接し、具に其の經歷を得たりき、依りて之をば一部三回の小説にもとし、之に繪をさへ加へて、本欄に掲ぐるとはなしぬ、願はくば御高評を賜はんとを、伏して申す者は

三 峯 生

古歌に、世の中に、思ひわれども、子を思ふ、思

ひにまさる、思ひなきかな、さても、ベリター夫婦は、境遇上實際に、此の意味を解きぬ、此の解きたるが爲めに、春の花も面白からず、秋の月も涙を催す媒介となるのみ、此の面白からぬ月と日とを、別けてモデストは、涙の中に送りくつて、

早くも十年餘を経たりき、家を出で、より、此の永き間、そよ吹く風の音信だになければ、彼は大方此の世の人にはあらざるべし、死にたる者と斷念めよと、ベリターが不興氣なる顔して、強くモラストを諫むる事もあれど、其の眼には争へぬ思の露を浮べて、はては夫婦が顔見合はせて、袖に涙の濡すと多く、寐覺の床にありがちなりき、是を思へば、其の昔三食に事を欠きても、親子三人暮らせる時ぞ、しのばるゝと、流石にさかしきモデストも、思ひ餘りて打叩つを、とかう言ひ慰めて起き出でたる朝、下婢が持て來し數多の郵書の

中に、斯は如何に、不思議なるを見出しけり、宛名は言はずもこそあれ、差出人は、羅馬感化院長ブチーマールと認めたり、ブチーマールとは、我が子が名なれば、ベリターは思はずも、聲を立て、モデストを呼びぬ、モデストは、夫が常ならぬ聲に愕きて、此の室に馳け入り來たり、忙はしく封押切りて、讀み下しける書翰の文言に

天地も容れざる大罪人ブチーマール、謹みて愚札を父上母様の足下に呈し候、願はくは、兒が大罪を免させ給へかし、回顧すれば、十年餘の昔なりき、兒は母様に言ふべからざる悪言をなして、瑞西に走りしか、種々の悪業をなして、遂に瑞西感化院に入れられ侍りぬ、此處をも亦逃走して、諸國を漂泊したりしが、其の間、常に悪事を以て生活の道となし侍りぬ、此の如き悪人をば、天道の争でか免させ給ふべき、羅馬

府に追げ入り侍りし時には、四肢の痠撃する一種の病を得て、歩行も自由ならぬを、警察の恐ろしさに、其の近在なるヘロンと云ふ處に行かんとする途次急に病劇しくなり、氣を失しなひて、路傍に倒れたりしが、此の先は乃ち兒が眞心改悟して、羅馬感化院長となりける手續に候ひき、此の手續は、思ふに、次の月曜日、親しく御物語り仕さんと存じ侍れば、略しぬ、惟願はくは、予が大罪を免させ給へ云云とあり

此の書狀を、讀み去り讀み來りて、夫婦が喜ば、如何ならん、互に手を執りて雀躍しけるが、忽ち心正氣に反りて、此の喜びを天に謝しぬ、其の謝するには、眞心より沸き出づる涙を以てし、其の言葉は此の熱涙に漂はされて、洋中にて颶風に會ひたらん船の救助を呼ぶにさも似たりき、夫婦は月曜日の來れるを、一日三秋の思ひにて待ちたる

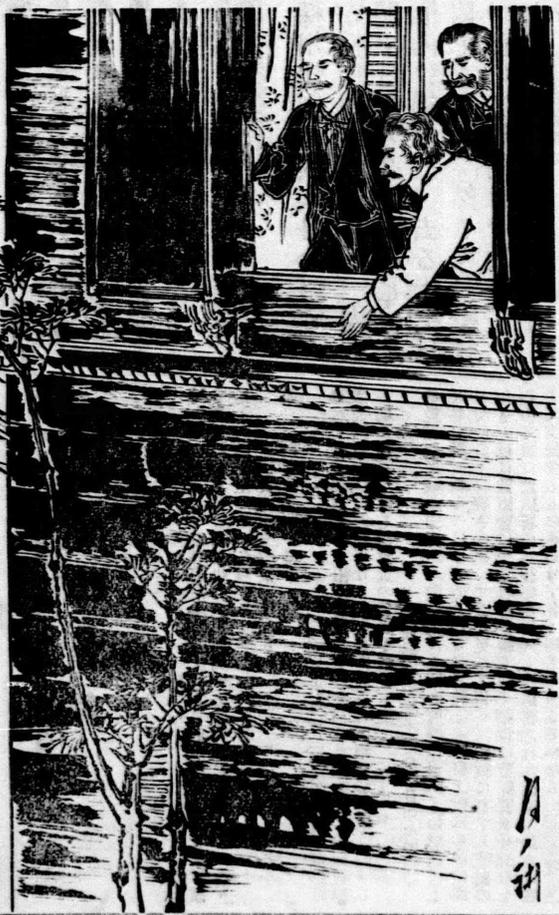
甲斐に、其の口ブチマールは嚴かなる服装をなし、妻にやあらん、盛服を着けたる美しくしき婦人をさへ伴ひて、参で来けり、親子茲に邂逅して、其の歡喜は、筆紙の能く盡くす所にあらず、彼れ一句、是れ一句、其の間を點綴して、絶えず流るゝものは涙なりけり、ベリラーは鼻打ちかみて言ひける様、ア、我子ブチマールよ、汝が今日ありしは、誠に天の恵みなり、余等夫婦は、只管此の事を天に謝しぬ、天は如何に汝を恵み給ひしか、其の攝理の大概を語り聴かせよ、伴ひたる婦人は、汝が妻なるか、左らば如何なる人の嬢なるか、是をも詳細に聴かまほしどありければ、ブチマール涙を収めて對へけるは、仰せの如く、是なるは妻にて名をばマリソと呼ばれ侍ると、改めてマリソを父母に紹介し、共に久後の親誼を契りぬ、相互の口誼事終はりて、和氣室内に洋々たる時、ブ

チマール形を改めて申しける様、曩に惡札を以て、兒が家を走りたるより、瑞西に隠れ、其の感化院を逃れて、羅馬府近在なるヘロンンの村に病倒れたる迄の大累を申上げ侍りたれば、其の村にて、天の助け則ち大慈善家の手に救はれたる一段より語り侍らん、ア、面なき事にこそ、
 さて是時に當り、羅馬府にて學者と宗教家との間に、大衝突起りぬ、學者は説をなして曰はく、人の性に善惡の二あり、恰も水の自ら冷かなるか如く、火の自ら熱きか如し、人の悪性をして善ならしめんとするは、猶火の性を冷かならしめんと企つるが如く、甚だ笑ふべき無益の業なりと、此の説の宗教家の説に大背反なるとは、今申す迄もなし、然に此の説の漸く世間に力を得て、宗教上に妨害をなすと劇甚しければ、宗教家は大に苦慮し、筆にもものし言に曰はせて、百方其の邪説を辯

すと雖も、酒々の勢ひ防ぐべらも見えざりけり、爰にエム、ブレイトルと云ふ有名なる宗教家ありけり、ヘロンンの村に別荘を有らぬ、閑靜にして密事を談らふ事な

どには、至極適當なりければ、當時有名なる宗教家を招きて、彼の邪説につき協議會を開きぬ、

兒が病倒れたるは、實に此の別荘の窓下たりしなり、其の時兒は四肢急に劇しく



獄事彙報

痲痺りて、胸膈閉ぢて眼暗くなりぬ、ア、口惜しきことよ、死は今吾に逼れりも覺えて、忽ち極と倒れ、人事を辨へずなりぬ、かくて幾時をヤ経たりけん、眼を開けば、何ぞ圖らん、身は美麗なる臥床の上にありて、多くの紳士は吾を圍めり、

(つゞく)

獄事彙報

●尾崎三郎君より謹事日程を変更して本日直ちに第二讀會第三讀會をも終らんとの動議出て順次採決せしに賛成過半数々々々々恰も一瀧千里の勢ひを以てヤラ／＼サウト第三讀會をも通過し是にて散會す于時一時半

(明治廿六年十二月六日改選新聞)

●佐野尙氏の運動 大日本監獄協會佐野尙氏此頃來彼の監獄費國庫支辨の事に付運動中なるが近日國民協會に到りて監獄に關する一擧の談話を爲し同會員の賛成を求むる由

(明治廿六年二月八日中央新聞)

●看守採用規則と囚人身分帳と 本會は、看守採用規則の發布と、囚人身分帳とに關する事の必要を感じ、之を本號雜誌欄内に掲げて、去る十七日之を印刷に附したりき、然るに、數日ならずして、此の二規則は、政府より發布せられぬ、また以て本會と政府との意見の、相去るゝと遠からざるを知るべし、今茲に之を掲げて、其の希望徒爾ならざるを、會員諸君に拜告す、

●監獄費節減の一方法 監獄則は全國各府縣に通ずるの獄則にして各府縣其軌を一にするや勿論なりと雖も事務上餘末の事に至りては各々其趣きを異にするを免れず例へば監獄に要する醫藥の如きも或は監獄醫にて之を支給し以て藥價は監獄署より受取も有り或は監獄署にて醫藥を購入し監獄署の請求に應じて支給するもの等ありて各々同しからざる事なる「藥九倍倍」の譬へ、監獄にて藥を辨するものは月給の外餘からざる收利あり之れに反し監獄署にて藥を購入する時は現價にて辨し得べきを以て其經費の上にも餘なからざる差異を生ずるに至る可し然るに我が福島縣の實況は如何と問ふに各監獄署とも藥料は獄醫の方に

獄事彙報

て辨する事となり居るを以て監獄署の經濟には大なる關係あり若し之れを一變して藥料總ては監獄署にて購入し獄醫には單に月給のみを支給する事とせば必ず餘なからざる監獄費を節減し得べし但た監獄に怪物の住し居て此の藥を飲ふ盡すか如きならは又た格別なりと或る人は語れり蓋し又經費節減の一方法ならん歟

(明治廿六年十一月十九日福島福島民報)

●臨時東京市會 同會は一昨日午後四時三十分より開會、楠本議長は曾て楠本正隆の名を以て市參事會へ質問せし件に對し市參事會は議員一個の實向に對し辯明を與ふる限りに非ざるの主旨を以て又々之を突戻したり此の報告を爲し次に監獄費問題に移り山中興之助氏若し監獄費が國庫支辨とならば廿七萬圓の負擔を輕むるとを得るものなれば全會一致を以て議會に國庫支辨の事を請願したと述べる多數の賛成者ありて請願する事に決し次ぎに白石剛氏は本日市參事會より回付したる水改第八十號(東京市水道用職管納付變更の件)第八十一號(日本鋼鐵會社組織變更事業繼續願ひ處分の件)第八十二號(阻水弁製造の請負人田中久重氏の名義を藤山雷太氏に變更認許の件)は至急を要するものなれば第一讀會を聞くべしと述べる賛成者ありて一讀會を開き白石氏は委員七名説を提出し多數に依りて之に決し次に監獄費委員及び水改議案の委員を選舉して一先づ休憩

同五時三十分再び開會、議長は監獄委員選舉の報告を爲す即ち左の如し

- 楠本 正隆 芳野 世經 中島又五郎 山中興之助
 - 松原 芳雄 仁杉 末吉 忠晴 青木 匡
 - 桐原 捨三 山崎 塊一 白石 晴 尾塚 匡
 - 須藤時一郎 稻田 政吉 佐久間貞一
- 右終りて同六時散會、散會後委員會を開き建議案起草を芳野、肥塚の二氏に託し委員長に芳野氏を推薦したり

●押丁の全廢 北海道監獄署にては新官制に依り去る三十日限り押丁を全廢し看守増置を執行したるを以て水警及支署に於て押丁より看守に採用せられたるもの三十七名なり

(明治廿六年十二月十三日毎日新聞)

●石川島監獄内の怪事 石川島監獄署に於て囚人に給する米麥を同署の官吏及び御用商人等は囚人と通謀し謀て備付の枡を變造し米麥を盜取し其の他不正の行爲をなす者あるより佐藤幸一と云へる者種々奔走して證據を擧げ去る六日工藤檢事正に向つて告發したるが、被告人は同署會計課長手島兎喜三炊事會會計掛岩初之助同署江重藏炊事擔當看守鈴木孝三同署藤健三同署在監人紅谷久吉米八升入の枡に四方を削りて其上に竹の縁を打付り八升入の内より二合四勺を減じ餘年の開用ひ來りしを誰さてこれを知る者なりしかば本年六月三日に至りまた、此枡の竹縁を除き更に二合七勺を減じ兩度に於て都合八升に付き五合の量を減じたり茲に於て一時

(明治廿六年十二月五日新聞)

●傳給(政府案豫算委員案改進黨案)比較表 議員集會所に於て調査せし各省の傳給査定方針は彼の豫算委員の査定方針と略は同一にして彼の十分一納納金の如きは節減の中に加算すべきものにあらずと爲し大に節減を異へたり今改進黨の傳給標準を衆議院豫算委員の査定とせし標準を異なるものを列舉對照すれば左の如し

集治監典獄	一、四〇〇〇	改進黨案	一、五〇〇〇
警視廳典獄	一、〇〇〇	豫算委員案	九〇〇
府縣典獄	六〇〇	改進黨案	七〇〇〇

獄事彙報

に食料の減じたるを以て囚人は一同に不審を起したりしが、此時炊事の囚人この事を同囚に語りたれば一時は非常の騷擾を惹起したりこの時幸一は在監中に不正の樹を取押へ上申の證據に供せしめたりしかば炊事會計掛沼田囚人紅谷水野等は必死となりて該樹を伐見し紅谷水野の兩人にて之を打倒したれ幸一は如何にして其旨を監守まで上申せんとするも途中で樹は打毀して現存しあり又麥を量るべき一升樹あれども實際は九合入にて假令は囚人三千人にて白米八升にて一日平均二升二合を減量すれば其の金額は一ヶ年三百廿四圓となり此の金額は總て被告入等に於て私しするものなりとの趣意にて其餘商人より米麥を上納するに付て種々不正の事實あり石事實は關係の看守長及び囚人並に炊事所の帳簿本課會計係の簿帳を差押へば判明すべしと云ふに依り又又石川島監獄内の怪事に付き去る十月中旬署巡廻の際不正の噂を耳にしたれども歸りしが今度の事を爲すべきの權利なれば其の要領を得ずして歸りしが今度の事を一概に無根の妄談とも言ひ難けれどは茲に一言御注意申上ぐとの書面を送りたる由

(明治廿六年十二月十日萬朝報)

●監獄署長に物申さん 此程拂怪獄吏の名を以て監獄署書記として看守長として目下平監獄支署長たる關口君に物申さんとして左の如き投書ありたり記者は其事情の如何も知らざりとも速に答辨あらば故史は如何に悦ぶもならん

●舊監獄敷地に監獄署の所有なりや
二同上の如樹に費す所の入夫は監獄用なるか將た人民の依頼たるか

●三舊監獄敷地の制作物は監獄の所有なりや將た君の所有なりや

佐藤幸一なるものは愈々其の筋へ告發したり其の被告人は同署の會計長手嶋見喜三、炊事係菅沼初之助、同郷江重藏、看守鈴木峯三、同寮藤健三、囚人水野野太郎、江谷久吉等なりと右に就き昨日社員は同監獄署に赴き署長丸山幸之助氏に面會して同事件の顛末及其の實否を質したるに署長は左の如く答へたり

余は本年十月十四日當監獄署に轉任したる者故當署に於ける以前の出來事は未だ知りてざるもあり然れども今回の不正樹一徐は斷して處なるべきを確言す尤も或る樹を毀損したることは事實なり本署備付の炊釜は二斗入なり而して之に米麥を計り容る時分に以米四分六分の割合なる規則に依り八升樹にて一回米を計り一斗樹にて一回麥を計り又一升樹にて二回即ち麥二升を計り米八升麥一斗二升總計二斗と爲す然れ共八升樹なるものは一般に使用する樹に非らず吾世間八升樹なる物なし故に當署に用ゆる八升樹は樹と云ふ名目を附するのみにて其の實は箱なりし然れども囚人に給する米麥四分六分の飯を二斗炊きの釜中に量入する便利より八升樹の代りに八升入りの箱を多年使用し來りたるものなり然るに右箱樹に就き往々囚人より苦情も起りたるを以て本年六月の頃之れを毀廢し通常の一升樹を用ゆること爲したるものなり蓋し告發人佐藤なる者が彼は云云する處のものに右八升樹の事を附會したるものならん併し當署は各新聞の記事に對して別に取消若くは正誤を爲さざる考なり他日新聞に於て石事實の虛構なることを辯明せば是れりと思ふ當署の吏員手嶋鈴木の兩氏は本日本地方裁判所檢察局より召喚を受け出頭したり之れ刑事被告入として召喚に非ず事實照會の爲め手に向て右兩人を出頭せしめ免れし依願し越したるを以て行政の上手續りを履み出頭せしめ免れし囚人の飯量は一日一人に付き四合より八合までの等差あり而して囚人に飯を分配する時はモツツに容れ之れを秤に掛け其の斤量を確むるを例とす故に四合若くは八合の斤量に達せざる時は其の斤

量に達する迄に飯を増加し若し其の斤量超過したる場合には之れを削減する規定なり以上の如く緻密なる規則のあるありは好樹を變更改造して給米を減したる時は直ちにモツツの斤量を影響を及ぼすのなれば各囚人は決して承知する理なし元來監獄にある者は食事の外他に何等の娛樂なきも故彼等は三度の食事に煩る注心傾意し其の分量に於て減少したる時は直ちに不平苦情を鳴らして當署者に訴ふるを例とす然るに近來囚人の中に於て右等の不平苦情なきの上より見るも今回の樹事件は全く一時の構造に出でたるも明かなり云々

(明治廿六年十二月十二日毎日新聞)

四同上監獄の所有ならば高木檢察、三淵郡長の家人が之を收購し去るは特別販賣の約にて勝手し他人に貸與し得るや否や
五其他監獄の夜具炭油約は君が請ひに放り
又白河監獄署長へは紅蓮女史といふ職名にて
一妾等國民が惶み畏みて祝ひ奉る天長節の日に抜劍して朝日の御旗を斬りつけ又は人に亂暴の行をなす看守を解雇する事は能はざるものや
二人民より賄賂を送られば使働囚人等を發せぬ看守を備はむべきは如何はこの益はばるるにや
三教誨師に破戒の實跡ある僧侶を用ゆる殊にその言の葉のまゝに前女監取締を兼細の罪、罪さしいひ得るはさの言にて辭職せしめ彼をその破戒僧の情態に與がしむる如き事のあらは如何に之を處理せさせ給はんとすか
四押丁が合鍵を以て女監房に忍び入り甘き物と與へし事實ありりせば如何にし給ふ
五七八圓の月俸にて家内七八人暮しなるに宏大なる家に住み美酒芳着に飽きうる看守押丁あらは怪しと思ひ給はざるか
此間も記者には如何の意味あるものか更に分らざりし人そ知らん心あたりの人なしとも云ひがたり記して世の識者に問ふ

(明治廿六年十一月三十日福島市福島民報)

●長野監獄の獄務研究會 全署にては本日午後より例の如く看守長、書記より看守、押丁等事務所の樓上に打ち寄り看守押丁の行狀視察は毎月一定の期日を以て典獄に報告するの可否外十餘條件に付き討論するよし

(明治廿六年十一月廿五日信濃毎日新聞)

●石川島監獄署長の談話 石川島監獄署に於て囚人に給する處の米麥を同署の官吏及び囚人が御用商人と共謀して同署備付の樹を變造し米麥を窃取したりとの事は屢て風説する處なるが去る廿三年四月劫盜犯に依り同署に入榿し本年十月十四日滿期出獄した

●神奈川縣會意外の議決 同縣會に於ける監獄署建築修繕問題は前典獄小泉保直氏が就職以來夫に改良を加へんとて年々議案を提出せしも議員は何時も別付て通過の運びに至らずしかば昨日の縣會に於て關部芳太郎氏外數名が調査の結果として原案二十一萬九千八百四十六圓八角一錢七厘を十九萬九千五百四十七圓一厘に修正し二十七年年度より三十一年度迄に支出するふとの建議案を兩端一致にて可決し且前典獄小泉氏議力の結果多きを以て縣會の決議を経て同氏に謝辭を贈るふことを決議せり

(明治廿六年十一月十日讀賣新聞)

●横濱監獄囚徒の破卒 一昨廿一日午前二時頃同監獄の別房留置人吉澤常次郎、柳原長吉、松原吉次郎、中村正吉の四名は破卒して逃亡し即日松原吉次郎、中村正吉の二名は鎌倉警察署の手に逮捕せられたり

(明治廿六年十一月廿三日郵便報知)

●監獄署の揭示 當監獄署に於ては人民の便利を謀らん爲め此程より願届の幾分を口頭にて爲せしは既に記載せしが今人民溜所へ揭示せし其要領を掲ぐれば左の如し
一在監人に面會等を願出づる者にして受付掛へ其中出を爲した

獄事彙報

掲げある碑を見て其良心に刺せられ心に苦しく思ふより淺りに人を責せざるの意かと云ふ

●上田監獄支署の製品 薬工中細工を一暫實行を減じたるも其他尙ほ需用緊く係員は毎日早朝より四鐘を替り製出に獎勵ありといふ
(明治廿六年十一月十六日信濃毎日新聞)

●前支署長破獄を企つ 眞偽は判然せされども今も若松よりの通報に據れば前若松監獄支署長にして目下刑事の被告人となり居る鎌田謙次郎氏は此破獄を企て監房の格子と柱とを切破らんとなしたるも其目的を達せざる中早くも看守の探知する所となり嚴重の取締を付されたるが右監獄署は去る明治十七年中の新築にて當時鎌田氏専ら之れが設計に與りたりと云へば或は構造不完全の廉を發見して斯る始末に至りたるや知るべからずと云ふ
(明治廿六年十一月廿五日福島新聞)

●本道集治監囚徒 本道集治監囚徒の爲めに發る大害は常に報道を忘らざりしが其脱走囚の慘害益々熾にして若し一朝五六百の囚徒滿期放免に及ぶの時は本道は血の雨を降らするの時に今日よりは是れを思へば到底集治監は本道より排却せざる可からざるものと云はざるべからず近頃の音信によれば東京各宗教家及政黨員が發起者となり今回東京出獄人保護慈善會なる者を組織し監獄署に就て在監囚徒の出獄期日及從來の職業等を取調へ置き府下の商工業家に就き適當の職業先を定め本人出獄の簡易會は自から其身元保証人となり直ちに商工業家等へ住込みしむる仕組にて最初試役中は一ヶ月間位の食費は該會より支出する都合にて監獄に縁故ある各省の高等官も賛成を表せり云へば府下の滿期囚徒は從是各々生業を得得漸次に改悛の實も擧るならんと思はせたる又手我が北海道の囚徒の如きは其成行如何なるか思ひ遣らるる一問題たるを以て此の美事な似て有志家の一考を煩はさんと欲するなり

●調査委員の監獄巡視 堺監獄支署進呈問題に就きては度々記載する所ありしが府會に於ける同件調査委員山下重威、佐野興兵衛、中野治兵衛、龜岡藤太郎の四氏は一昨日堀川監獄を視察したり聞くと據れば同署内に新に監房を増築し現在在る囚人幾分を移して支署の規模を縮小し新築を見合はさんと思はれる因ると云へり
(明治廿六年十一月十九日大坂朝日新聞)

●出獄保護慈善の法なるや 監獄は惡事の傳習所なりとまで雖も一度び牢獄に入りたる老幼は出獄後却て惡事を増し再三犯罪を重ぬる不仕末を見るは掩ふべからざる事實なり、殊に破廉脫罪囚は出獄後身を寄するに處なく日常の食物にさへ窮し惡し、さ知りつ、奈落の苦みに陥るを恐れざるに至る聞く京地にては宗教家其他の發起に據り出獄保護慈善會を起し、初め監獄署に就て在監囚徒の出獄期日及從來の職業等を取調へ置き商工業家に就き適當の職業先を定め本人出獄の簡易會は自ら其身元保証人となり直ちに商工業家へ住込みしむる仕組にて最初役中の一ヶ月間位の食費は該會より支出する都合なりと云ふ、本縣にても何とぞして之を企て甚だしき罪囚は據なきも丁年未滿の囚徒もしくは奇邊なき婦女子等の出獄者を保護し眞誠の改善を計ると同時に衣食の途を與へて終生其恩澤に沐浴するを得せしめ我同胞をして彼の思ひべき罪を作らしめざる様いたさせ度きものなり
(明治廿六年十一月十八日東北新聞)

●監獄差入屋の紛議落着 前号の紙上に記載したる當監獄署刑事被告人より依頼を受け差入を爲す管業人數名は一昨日集會協議の上一同監獄に出頭し山本書記に面會して申請する處ありしが結局差入は一週間の間順番にて依頼に應ずるととなし彼の看守某大婦の内職に掛る差入は解除するととなし茲に全く局を結びたりと云ふ
(明治廿六年十一月十九日土曜新聞)

拜啓陳者
 貴監獄前田素志殿御病氣ノ處藥石無効終ニ御遠
 逝ノ趣致承知實ニ驚愕悲痛之外無之同氏儀ハ貴監
 ノ如キ大監ニ長トシテ名聲晨トニ著シク且ツ當協
 會ニ被對候テモ常々御盡力被下候處ヲラツキ一
 朝此計音ニ接セシトハ實ニ斯道ノ爲メ洪歌ニ不堪
 次第ニ御座候依テ聊カ追悼ノ意ヲ表スル爲メ生花
 一對御靈前へ相備度代價金三圓ノ小爲替券封入候
 間有敷御取斗御遺族へ可然御通聲被下候御多忙中
 ヲモ不願貴臺ヲ煩ハシ度御依頼申上候敬具

十二月十五日
 大日本監獄協會役員惣代
 石澤謹吾

大阪府監獄署
 隔山利吉郎殿

拜復啓前田典獄本月十二日死去致サレ候處御懇切
 ナル御悔狀ヲ投セラレ候而已ナラス御華料トシテ
 金員御贈與相成詢ニ感謝ノ至リニ御座候右ハ御來
 意ノ如ク良典獄ヲ失シ全氏家族ハ勿論監獄員一同
 ノ愁傷實ニ御推察相成度御贈與金ハ早速遺族ニ付
 シ靈前ニ相備向遺族ヨリハ御謝意迄別紙差出候ニ
 付併セテ送呈候條監獄協會役員御一統始メ會員諸
 君へ有敷御風聲被下度貴答旁此段御依頼申進候章
 々頓首

十二月十九日
 大日本監獄協會役員惣代
 石澤謹吾殿
 大阪府監獄署
 隔山利吉郎

寄附金

一金五圓

拜啓時下寒威相募候處各位益御清稔奉賀候陳者
 貴會雜誌毎號御惠送を賜り鳴謝此事に奉存候當留
 の如き遊陬ノ地に在りては兎角開明に後れ勝にて
 寔に苦慮罷在候只指導者ト頼み新規考案ノ材料た
 るものは貴社雜誌の外寄るへきもの無之尙は續て
 御配送を煩度希望に不堪一金五圓乍輕微貴會費用
 中に義捐致度御取納被下候ハ幸甚不過之候此旨
 匆々敬具

明治廿六年十二月十八日
 菅井誠美

大日本監獄協會御中

廣告

大日本監獄協會役員及會員

諸君ニ告ク

當署故前田典獄先月來病弱ノ爲メ引籠療養中ノ處
 藥石其効ヲ奏セス本月十二日死去セラレタリ此段
 稟告ス

明治廿六年十二月廿日
 大阪府監獄署員

教誨叢書

第二十三輯目錄

○教誨○眞の人となれ○人はパンのみにて生くるもの非ず○宗教○未來○傳記○使徒約翰傳(第七回)○物徂徠の小傳○監房揭示文意解○分限○公共心○冬宵漫録○神人間○救○隨感○成功之秘訣○勸話○狂生○聯珠○林子平先生いろは歌○格言○讀方○勸善問答○朋友

北海道樺戸郡月形村本町通

同情會

會告

●本會細則第二條に據り庶務調査兩局長共同の發議を以て小泉保直君に調査委員を囑托せしも今回新潟縣獄に任せられしを以て調査委員の囑托を解く

●本誌寄書家の玉稿は其無名なるも匿名なるものに托はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものと寄せられたし

●本會にて送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は
東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛
○會計に關せざる往復文書は
東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告候事

大日本監獄協會

大日本監獄協會雜誌

定價 半年分六册 ●●金七錢 全國無
一年分十二册 ●●金十四錢 遞送料

廣告料 十行以上 一(五)字詰一行二付) ●●金八錢 但交換廣告一切
十一行以上 一(五)字詰一行二付) ●●金十錢 謝絶ス
十二行以上 一(五)字詰一行二付) ●●金十二錢

發行兼編輯者 池田宗平
印刷所 佐野尚

明治廿六年十二月三十日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
賣捌所 東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
臨池書院
全 其外各書店